

労働安全衛生をめぐる状況

1997年→1998年

1. 労働災害の発生状況

1998年3月24日に公示された第9次労働災害防止計画(1998年3月号)は、労働災害の動向を次のように概括している。

「労働災害は1961年を頂点として長期的に減少してきている。しかし、なお、毎年60万人もの労働者が被災し、そのうち休業4日以上死傷者が16万人を占めている。また、今なお毎年2千人を超える労働者が死亡している。特に、死亡災害については、1981年に初めて3千人を割って以降、16年間2千人台で推移しており、大きな減少がみられない。また、一度に3人以上が被災する重大災害は、年間200件程度で推移しており、減少の傾向が認められない」。

1993～1997年度の5年間を計画期間とした第8次労働災害防止計画は、期間中に、①死亡災害、重大災害および重篤な職業性疾病の大幅減少、②労働災害総発生件数のおおむね25%減少、等を目指して掲げていた。基本的にこの目標を達成することはできなかったと言ってよいだろう。

死亡災害については、1997年は2,078人で、4年ぶりに対前年比で減少するとともに、1993年の2,245人を下回り過去最小となったものの、それ以前は、1994年2,301人、1995年2,348人、1996年2,363人と3年連続して増加していたという状況である(これは、1972年の労働安全衛生法制定以来のこと。なお、1995年は、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人と地下鉄サリン事

件の2人は除かれている)。1997年の2,078人を1992年の2,354人と比較すると276人、11.7%の減少、1993～1997年の年平均2,262人を1988～1992年の年平均2,472.2人と比較すると210.2人、8.5%の減少にとどまっている。

労働災害総発生件数については、休業4日以上死傷災害でみると、1997年は156,726人で、1992年の189,589人と比較すると32,863人、17.3%の減少、1993～1997年の年平均168,970.2人を1988～1992年の年平均208,922.4人と比較すると39,952.2人、19.1%の減少という状況である。

以上の統計数字はすべて事業主が届け出た労働者死傷病報告によるものであるが、労働災害総発生件数を労災保険の新規受給者数でみると、1997年度でなお約58万人にものぼるといふ(平成10年度全国安全週間実施要綱による)。1996年度の621,131人を1992年度の725,637人と比べると104,506人、14.4%の減少、1993～1996年度の年平均659,162.25人を1988～1992年度の年平均787,730.2人と比較すると128,567.95人、16.3%の減少となっている(1997年度を58万人として試算すると各々20.0%、22.2%の減少。以上はいずれも9頁表1参照)。

1997年の死亡災害2,078人の業種別内訳をみると、建設業が848人で全産業に占める割合は40.8%、次いで製造業が351人(16.9%)、陸上貨物運送事業290人(14.0%)等で、鉱業(+8人)、交通運輸業(+2人)以外のすべての業種で前年と比較すると減少をみている。事故の型別発生状況では、高所からの「墜落・転落」が576人(27.7%)、

「道路上の交通事故」が570人(27.4%)とこの2つの災害で過半を占め、次いで機械等への「はさまれ巻き込まれ」が274人(13.2%)等となっている。

1997年の休業4日以上死傷災害156,726人の業種別内訳および対前年比(全産業では6,136人、3.8%の減少)をみると、製造業が47,054人(全産業に占める割合30.0%)、対前年比3,761人(8.7%)の増加、建設業が41,688人(26.6%)、対前年比3,198人(7.1%)の減少、陸上貨物運送事業が16,555人(10.6%)、対前年比2,763人(20.0%)の増加といった状況で、こちらでは製造業と陸上貨物運送事業が前年と比較して増加している。

なお、いわゆる「労災隠し」に関して、社会保険庁は、本来労災保険で支払うべきものが「全国で6万件、20億円ないし22億円が毎年支払われている」と国会で答弁している(1997年5月15日、参議院労働委員会)。1995年12月21日の日本医師会労災・自賠責委員会(1996年4月号)の答申では、「労災隠し事案が増加傾向にあるということばかりでなく、その内容が企業ぐるみで行われている疑いのある事例が増加している」と指摘し、府県医師会の調査でも、トラブルを経験したことのある医療機関が大阪府で38.1%、広島県で30.2%、このとき労働基準監督署に通報したのは各々3.9%、1.5%にすぎないという調査結果がある(1995年4月号、1996年6月号)。

労働安全衛生法上の届出義務違反(第100条)による送検数は1991年29件、1992年66件、1993年85件、1994年58件、1995年65件、1996年60件にすぎず、これが氷山の一角にすぎないことは明らかであろう(他に、虚偽報告(第120条)違反による総件数は、上記期間中に1993～1996年に毎年1件ずつだけである)。

2. 職業病の発生状況

職業性疾病については(以下も含めて13頁表2参照)、事業主が届け出た労働者死傷病報告に基づく統計(13頁表2の上段の数字)で、1996年の9,250人を1992年の10,842人と比較すると1,592人、14.7%、1993～1996年の年平均

9,506.25人を1988～1992年の年平均11,839.2人と比較すると2,332.95人、19.7%の減少。労災保険の新規支給決定件数(13頁表2の中段の数字)で、1996年度の8,624人を1992年度の10,162人と比較すると1,538人、15.1%の減少、1993～1996年度の年平均8,733.5人を1988～1992年度の年平均11,142.2人と比較すると2,408.7人、21.6%の減少という状況である。

しかし、いずれの統計によっても、「じん肺およびその合併症」が3年連続、「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」が2年連続、「細菌、ウイルス等の病原体による疾病」が1～2年連続して増加し、事業主の届出に基づく統計では、「業務上の負傷に起因する疾病」と「化学物質等による疾病(がんを除く)」も増加、労災保険の新規支給決定件数では、「その他業務に起因することの明らかな疾病」および「非災害性の職業性疾病の合計」も3年連続して増加しているという状況がみられる。

2つの統計を比較すると、「じん肺およびその合併症」では両者の数字は比較的近似しているものの、「細菌、ウイルス等の病原体による疾病」、「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」では「数倍」、「職業がん」、「その他業務に起因することの明らかな疾病」では「10倍以上」も、労災保険新規支給決定件数の方が上回っている。労災保険の方の数字が、通勤災害、労災保険特別加入者や退(離)職後発症等も含み、事業主届出の方は休業4日以上のものに限られるとは言え、それだけで説明することは困難で、やはり、「事業主が届け出ないが、被災労働者や遺族が労災申請を行った結果支給決定にいたる」というケースが多いことをうかがわせている。その背後には、事業主も届け出ず、労災申請にもいたらないケースも多数存在することが想像できる。

一方、「業務上の負傷に起因する疾病」(事業主の届出に基づく統計によるとその内の78%がギックリ腰等の「災害性の腰痛」である)、「化学物質等による疾病(がんを除く)」、および、「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」内の「非災害性の腰痛」(14頁表3-1参照)につい

では、事業主による届出件数の方が労災認定件数をかなり上回っている。こちらは、事業主が届け出ているにもかかわらず(しかも休業4日以上のもので)、労災申請が行われず、あるいは申請しても認定されていないものと考えられ、これも大きな問題である。

なお、「非災害性の脳・心臓疾患」の労災認定の1994年の32人から、1995年76人、1996年78人と2年連続の増加(16頁表5-1)は、1995年2月1日付けの認定基準の改正(基発第38号—1995年4月号)が影響しているものと考えられる。また、「頸肩腕症候群等の上肢障害」の労災認定も1995年の149人から1996年234人に増加している(14頁表3-1)が、こちらも1997年2月3日付けで認定基準が改正(基発第65号—1997年3月号)されているので今後の動向が注目される。

また、健康診断の実施状況をみると、1996年度は、定期健康診断の疾病発見率が38.0%(1995年度は36.4%)、特殊健康診断の有所見率が5.2%(同前5.1%)で、いずれも経年的な増加傾向を示している(17頁表6参照)。

3. 労働災害防止対策

この間も、労働災害の増加や重大災害の発生に対応して、労働省は総点検や災害防止対策の徹底等を指示してきている。

1993年以降4年連続して死亡災害が増加した「陸上貨物運送事業における労働災害防止の徹底について」、関係3団体に指示(平9.4.25基発第336号)するとともに、全産業を対象とした「自動車運転の業務に従事する労働者に対する安全衛生教育実施要領」を策定(平6.2.18基発第83号も参照、平9.8.25基発第595号、「交通労働災害防止のためのガイドライン」)。1997年1月8日には「自動車運転業務中の携帯電話の安全な使用について」指示(基安発第1号)されているが(1997年10月号に關係通達)、警察庁のまとめによると、運転中に携帯電話を使って起きた交通事故が、1997年には2,297件という状況になっている(人身事故総数の0.29%、死傷者数3,353人、そ

のうち死亡25名)。

数年来、爆発火災災害の多発が問題になっている化学工業については、1997年3月に労働省が設けた化学安全対策会議の「化学工業における安全管理の在り方に関する検討結果報告書」(1997年6月号)がまとめられているが、日本化学工業協会、石油連盟、石油化学工業協会の3団体に対して、「化学工業における安全管理状況の総点検について」指示(平9.5.8基発第362号)。この結果(342事業場の回答)によると、設備の増改築の際の安全性事前評価については約8割の事業場が手順書の作成や責任の所在を明確化しているが、運転条件変更の際の事前評価や非正常作業の管理状況の把握(リスト化等)では低くなっている。

災害発生が多い非正常時作業に関しては、「化学設備の非正常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」(平8.6.10基発第364号—1996年11月号)、「鉄鋼生産設備の非正常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」(平9.3.24基発第190号)、「自動化生産システムの非正常作業における安全対策のためのガイドライン」(平9.12.22基発第765号)が示されている。

岡山県内の事業場で自動車部品の加工作業中に起こった災害を契機に、「光線式起動装置(PSDI: Presence Sensing Device Initiation)を取り付けたプレス機械の災害防止について」、日本金属プレス工業協会、日本鍛圧機械工業会、日本プレス安全装置工業会の3団体に指示している(平9.5.15安全課長事務連絡—1997年8月号)。

1997年8月中だけで5件(うち3件が公衆災害)と災害が多発したことを受けて、関係10団体に「基礎工用建設機械および移動式クレーンに係る安全総点検の実施について」指示(平9.9.5基発第614号。安全総点検の結果では、有資格者、優秀なオペレータの不足のほか、「敷地が狭く能力に余裕のある機械を持ち込めない」、「鉄板の使用についての基準が不明確」、「地盤改良は時間的、予算的に困難」等の声が寄せられている)。1997年12月15日には、「車両系建設機械(基礎工用)運転業務従事者安全衛生教育について」示されている(基発第756号)。1997年9月2日に北

海道横断自動車道の工事現場で起きた重大災害を契機に、「橋梁架設工事における橋桁落下災害の防止について」各都道府県労働基準局に指示(平9.9.4建設安全対策室長事務連絡)し、1998年2月24日に横浜市のSRC造10階建てビルの新築工事現場で起きた重大災害を契機に、「鉄骨建方作業における倒壊災害の防止について」関係3団体に指示している(平10.2.27建設安全対策室長事務連絡)。

また、1996年12月6日の蒲原沢土石流災害を教訓として、降雨や積雪、地震に伴い土石流が発生するおそれのある「土石流危険河川」における災害防止対策に関して、労働安全衛生規則を一部改正し(平10.2.16労働省令第1号、基発第49号)、「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」(平10.3.23基発第120号)も策定された。

なお、1997年3月25日のクレーン等安全規則の改正によって玉掛技能講習について同年10月1日から受講資格規定が廃止されたことに伴い、「玉掛技能講習規定」が一部改正され(平9.5.2労働省告示第60号、基発第356号)、1998年2月25日の同規則の改正では床上運転式クレーンに限定した免許制度が施行、関係実技教習規程等も改正されている(労働省令第3号、基発第65号等)。現在39種類ある技能講習については、2001年度から1枚の書面に統合した「技能講習修了証明書」(仮称)が創設される予定である。

1997年12月24日には、1981年に策定された「動力プレスの定期自主検査指針」が改正され(公示、基発第768号。機械プレス、液圧プレス、安全プレスが対象。全般的には簡素化だが、一部検査については拡充されている)、同年12月25日には、「化学設備、特定化学設備等に係る開放せずに行う定期自主検査について」(基発第780号)および「第2種圧力容器等に係る個別検定の簡素化について」(基発第774号)、1998年3月31日には「天井クレーンの定期自主検査指針」(公示、基発第143号)も示されている。

1997年4月1日から、「専門工事業者安全管理活動等促進事業」、「木造家屋等低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業」、「交通労働災害防止対

策推進事業」の各実施要綱が改定され、実施されている(基発第249、250、253号)。

また、「パートタイム労働者の労働災害防止事業」(中災防に委託)として、これまでの「食料品製造業」、「商品卸売業」、「一般飲食業」等に続いて、「旅館・ホテル業」についてのガイドラインやチェックリストが作成されている。

さらに労働省は、新たに1998～2002年度の5年間を計画期間とした第9次労働災害防止計画を策定し、1998年3月24日に公示している(1998年3月号)。新計画では、以下の目標を掲げている。①死亡災害については、年間2千人台で一進一退を繰り返している現状を打破し、その大幅な減少を図ること。②計画期間中における労働災害総発生件数を20%減少させること。③じん肺、職業がん等の職業性疾患の減少、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図ること。④産業保健サービスの充実等労働者の健康の保持増進および快適な職場環境の形成を推進すること。

平成10年度労働基準行政運営方針では、機械設備の労働災害防止について、ハード面の対策としてフェールセーフに係る技術指針を策定・普及することによる本質安全化の推進およびすべての機械設備に適用される包括的な安全基準の検討、ソフト面の対策としてメーカーからユーザーに対して機械設備の危険情報の開示を行わせるための検討、また、化学プラントに係るセーフティ・アセスメントの充実を図るための検討等を行うとしている。

4. 化学物質対策等

1997年は、1992年の国連環境開発会議(地球サミット)から5年目の「リオ+5」の年として、化学物質管理とその国際協力の強化が関心を集めた。1997年12月1-10日に京都において、気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締結国会議(COP3)が開催され、先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定める「京都議定書」が採択された。環境庁では、1997年8月に「ダイオキシン対策に

関する5か年計画」を策定、12月には大気汚染防止法施行令の一部改正による規制的措施を実施した。また、同年6月から神奈川県と愛知県で実施したPRTR(環境汚染物質排出・移動登録)パイロット事業の中間報告がまとめられ、1998年9月に東京で開催される経済開発協力機構(OECD)のPRTR国際会議で報告される。通産省でも2000年度をめどにPRTR制度を導入する方針を決め、法案づくりに着手したという。様々な動きが職場の化学物質管理に影響を及ぼさざるを得ないし、また、労働者の健康確保の立場からも検討されなければならない。

わが国の労働現場で使われている化学物質は主なものだけで約5万種類を数え、さらに毎年新たに数千種類の化学物質が生み出されているといい、とくに最近の使用量の少ない新規化学物質の種類が増加している。労働安全衛生法では化学物質の有害性の調査制度が定められており、1997年10月1日からは、同法第57条の2第1項に基づく有害性調査の基準が一部改正されている(平9.6.2労働省告示第67号、基発第537号)。しかし、この有害性調査はがん原性のみに着目した調査にとどまっている。環境ホルモンの問題が注目されるように、がん原性以外の生殖毒性や神経毒性等々が問題になるなかで、1997年3月24日には「化学物質の有害性調査のあり方に関する検討会報告書」が発表され、5月27日には「化学物質の有害性調査推進専門家会議」がスタートした。労働環境のダイオキシン類の調査・検討も関係省庁と連携して開始されたところである。

前記有害性調査—動物実験による発がん性、微生物を用いる変異原性試験の結果当該有害性が確認された化学物質については、順次、「健康障害を防止するための指針」が示されている。前者についてはこれまでの6物質に加え、1997年2月6日付けで、酢酸ビニル、1,1,1-トリクロロエタン、パラ-ジクロロベンゼン、ピフェニルの4物質についての指針が策定された(公示、基発第80号—1997年6月号)。後者についても、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」(平5.5.17基発第312号)の対象物

質が、最近では、1997年1月6日付け基発第2号の3、同年7月24日付け基発第532号の3、同年12月24日付け基発第770号の3により追加され、新規化学物質215、既存化学物質106の合計321物質となっている。

このような中で、化学物質等安全データシート(MSDS)制度の一層の活用と充実がもめられている。1997年11月に、通産省が日本化学工業協会に委託した「MSDSアンケート調査」の結果(速報)がまとめられているが、請求しなくてもほとんどのMSDSを入手できている企業は5%に過ぎず、75%の企業が「請求して初めて入手できたことがある」と回答。「混合物の成分量の明示がない」、「有害性情報が不足している」と回答した企業がいずれも約60%となっている。なお、労働省としても、MSDS情報のデータベースによる提供の検討に着手しているという。

1997年10月13-16日に京都で第9回国際職業性呼吸器疾患学術会議が開かれたことも1997年度のトピックス(1998年3月号)。「2015年までに労働衛生問題としてのけい肺問題を根絶する」というILO/WHOの国際計画のもとで、この会議がはじめてアジアで開催されたことの意義は大きい。労働省は、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」(平7.2.3基発第70号、在職者対象—1997年5月号)および「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック—主としてじん肺管理区分2または3の決定を受けている方のために—」を作成。また、第5次粉じん障害防止総合対策の策定、および、じん肺標準エックス線写真、じん肺診査ハンドブック等の見直し作業を進めているが、ILO/WHOの国際計画の目標を達成するためには、より強力な対策の推進が必要であろう。

なお、有機溶剤中毒予防規則の一部改正により、1997年4月1日からプッシュプル型換気装置がすべての有機溶剤業務の行われる作業場所で、局所排気装置と同等に使えることなどが実施され(平9.3.25労働省令第13号、基発第194号等)、また、粉じん障害防止規則等の改正により、1998年3月25日からは、一定の粉じん発生源におけ

る粉じん発散防止措置としてもプッシュプル型換気装置の設置が認められることになっている(労働省令第10号等)。

「建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドライン」(平9.3.25基発第197号—1997年6月号)も策定されている。

5. その他の安全衛生対策等

1996年10月に、主に産業医、健康診断関係の労働安全衛生法の改正が施行された。「2年間の猶予期間」が設けられた産業医の資格要件の導入に関しては、1998年10月1日から完全実施されることになっている(1996年11月号)。1997年3月31日には、「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」(平9.3.31基発第214号—1997年6月号)の要件が示され、1997年度から、50人未満の事業場の事業者が共同で医師を選任し労働者の健康管理等を実施する場合などに助成金を支給する「小規模事業場産業保健活動支援促進事業」を開始した(平9.9.9基発第619号)。すでに「健康診断結果に基づき事業主が講ずべき措置に関する指針第1号」(平8.10.1公示、基発第612号—1996年12月号)が示されているが、1997年10月には中央労働災害防止協会に委託した「健康診断の項目に関する検討会報告書」(1998年5月号)がまとめられ、一般定期健康診断項目の見直しが行われる予定である。

1988年の労働安全衛生法改正により「労働者の健康の保持増進」(THP)が、また、1992年の同法改正により「快適な職場環境の形成促進」が、これからの「より積極的な安全衛生対策」の2本柱として規定された。「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭63.9.1公示第1号)、「事業主が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(平7.4.1告示第59号)が策定されているが、前者については1997年2月3日付けで一部改正され(公示第2号、基発第66号等—1997年4月号)、「労働者健康確保事業」の助成対象事業場の範囲、助成対象機器の見直しも行なわれている(平10.3.23基発第121号)。そ

して1997年度、前述の「小規模事業場産業保健活動支援促進事業」のほか、「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度」(平9.3.21発基第38号)、「業界団体自主的安全衛生活動促進事業助成制度」(平9.4.1発基第64号等、平9.6.2基発第416号の2)、「快適職場形成融資要綱」の改正(平9.4.1基発第286号)、「労働災害防止特別安全衛生診断事業」(平9.7.2基発第497号)、「労働安全衛生融資制度」の拡充等について示され、「業界団体…」には初年度、全国ビルメンテナンス協会、全国警備業協会、日本フードサービス協会の3団体が認定されている。

1997年7月に「1996年(平成8年)労働環境調査結果(速報)」がまとめられている。これによると、職場環境の総合的な快適度については、「快適である」とする労働者は34.1%、「快適ではない」が21.9%、「どちらともいえない」が43.1%。作業場所の環境について、「適当」あるいは「気にならない」とする項目は、「採光または照明」(85.7%)、「湿度」(79.5%)、「振動」(79.0%)、「気温」(73.9%)で高く、「におい」(61.3%)、「換気」(43.2%)、「騒音」(42.9%)、「ほこり」(46.9%)となっている。「快適な職場環境のために重要なこと」として労働者が重視する事項についてみると、「作業強度、難度等の労働の質・内容的改善」に属する「荷物運搬、中腰作業等肉体疲労度の高い作業の軽減」(37.3%)、「高い緊張や一定の姿勢を長時間持続する作業の負担軽減」(32.9%)、「作業の性質に起因する劣悪環境の改善」(31.4%)および「機械等のレイアウトや作業空間の適正化」(34.6%)、「休憩時間の快適化」(31.0%)、「作業の性質に係わりなく生じる劣悪環境の改善」(28.9%)等の割合が高くなっている。

有害業務等従事労働者について、自分の従事する業務の有害業務等としての認識の有無をみると、「放射線業務」で73.2%、「塩酸等毒またはその支持組織に有害なガスを発散する場所での業務」で69.5%、「有機溶剤業務」で68.7%、「特定化学物質を製造または取り扱う業務」で67.3%、「粉じん作業」で64.1%、「鉛業務」で60.9%と、有害業務に対する認識が十分でないことが明らかに

なっている。有害業務等従事労働者で、有害業務等が人体に及ぼす作用および取扱上の注意等について上司等から教育または説明を受けたことがある労働者の割合は55.5%にとどまっているが、その教育等に対する評価は、「大いに役立っている」が38.0%、「少し役立っている」が49.9%となっており、合わせて9割近くが役立っているとしている。

また、中央労働災害防止協会に委託した「事業場における衛生管理者、保健婦等、(安全)衛生委員会の活性化に関する調査研究報告」がまとめられており、労働省は、安全衛生委員会の具体的な運営方法、調査審議の進め方等に関する検討、また、担当者の安全衛生管理のノウハウが円滑に継承される手法等の検討、職場の高齢化に対応した安全衛生基準の見直しに関する調査研究等を行うとしている(平成10年度労働基準行政運営方針)。

国際標準化機構(ISO)は1997年1月の技術管理評議会(TMB)において、ISO内部では労働安全衛生マネジメントシステムの規格化のための作業を見送り、各国・地域レベルにおけるこの分野の規格の開発についての報告を求めたこととした(1996年12月号、1997年3月号)。日本においては、中災防が1996年6月から「安全衛生管理活動評価制度」(1996年6月号)を事業化し、労働省でも労働安全衛生マネジメントシステム作成に向けての研究会を発足させたという。

一方、1995年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進計画」は、毎年の見直しを経ながら1997年度で3か年の計画期間を終了したが、1998年3月31日に、新たな「規制緩和推進3か年計画」が閣議決定され、労働行政関係では46件(内新規13件)が盛り込まれている。

6. 労災補償対策

1997年2月3日付で「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」が、22年ぶりに改正された(基発第65号—1997年3月号)。前述したとおり、頸肩腕症候群等の上肢障害の認定件数は、

認定基準が改正される前の段階で1995年度149人から1996年度234人に増加しており(表3-1参照)、認定基準改正の影響がどのように現われるかが注目される。

労働省は1998年に入ってから、「精神障害等の労災認定に係る専門検討会」を開催し、具体的検討に着手した。「業務による心理的負荷を原因として精神障害を発症し、あるいは自殺したとして労災請求される事案は、従来、わずかながら実績があったものの、1995年度13件、1996年度18件と急増し、1997年度は12月末現在ですでに23件となっている。精神障害等の労災請求事案に係る業務上外の判断については、これまで労働基準監督署の調査結果をもとに、本省に協議して統一的に対処してきたが、今後、これらの労災請求事案が一層増加することによって、従来方式での対応が困難になることが見込まれることから、本省への協議なしに労働基準監督署で処理することとし、そのためには、迅速・適正に処理するための判断のよりどころとなるもの策定が必要である」としている(1998年5月号)。

また、1996年7月1日から、①審査請求から3か月を経過しても決定がなされない場合には再審査請求をできるようにする、②審査期間を短縮するために労働保険審査会の審査体制を拡充するという内容の労災保険法の一部改正が施行された。審査請求段階における年度末時点での残件数は1992年度に1,000件を割り、1995年度の606件から1996年度400件に減少したものの、再審査請求段階では1996年度762件で1994年度以来3年連続して増加という経過になっている(18頁表1、20頁表1参照)。

労災保険の「アフターケア」に関しては、1995年度からすべての労災指定医療機関・労災指定薬局で受けられるようになり(平7.3.31基発第168号)、平9.3.31基発第215号等によって対象傷病が17傷病にまで拡大されているが(1997年7月号)、1997年9月1日から「アフターケア通院費」も支給されることとなった(平9.8.26基発第596号—1997年11月号)。



表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別新規受給者数の推移

年度	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付		障害・傷病新規受給者数	葬祭給付受給者数	遺族(補償)給付一時金	新規年金受給者数
						一時金	年金				
1947	115,901				85,759	2,276	2,276	2,276	1,248	1,245	
1948	224,721	6,596,092			446,568	24,223	24,223	24,223	4,086	4,045	
1949	278,011	6,969,233			611,182	35,498	35,498	35,498	3,815	3,803	
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074	49,074	4,412	4,585	
1951	339,622	7,559,066			552,137	60,346	60,346	60,346	5,286	5,303	
1952	372,035	8,057,013			466,612	58,152	58,152	58,152	4,771	4,900	
1953	454,096	9,362,794			521,302	62,550	62,550	62,550	5,132	5,249	
1954	490,829	9,679,288			576,628	66,176	66,176	66,176	5,230	5,304	
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838	63,838	5,010	5,107	
1956	586,470	10,725,210	5,308	360,965	643,709	68,651	68,651	68,651	5,393	5,592	
1957	658,314	12,206,810	5,612	392,578	709,483	75,652	75,652	75,652	5,648	5,820	
1958	700,076	13,011,827	5,368	401,760	706,599	75,940	75,940	75,940	5,097	5,297	
1959	751,019	14,005,085	5,895	435,017	781,354	73,622	73,622	73,622	5,711	5,851	2,639
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,533	75,533	6,039	6,161	1,000
1961	866,241	17,974,571	6,712	481,686	966,133	76,339	76,339	76,339	6,500	6,629	1,137
1962	841,510	18,558,323	6,093	466,126	1,045,946	79,572	79,572	79,572	6,408	6,528	1,145
1963	879,657	19,481,842	6,506	440,547	1,043,981	74,409	74,409	74,409	6,457	6,629	1,181
1964	834,539	19,350,157	6,126	428,558	1,097,505	74,459	74,212	247	6,070	6,216	1,419
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	5,880	6,548	1,323
1966	914,945	21,547,566	6,303	405,361	1,672,847	76,265	73,348	2,917	5,920	6,548	8,006
1967	963,057	22,111,601	5,990	394,627	1,649,348	75,671	71,793	3,878	5,700	6,548	9,520
1968	1,078,919	24,100,536	6,088	386,443	1,716,678	77,526	73,774	3,752	5,759	6,801	9,533
1969	1,159,665	26,147,290	6,208	382,642	1,715,006	79,579	74,759	4,820	5,712	6,852	11,357
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	5,898	7,854	12,315
1971	1,260,614	27,019,727	5,552	337,421	1,506,176	75,448	70,335	5,113	5,421	8,051	11,986
1972	1,385,603	27,858,665	5,631	324,435	1,419,630	70,119	65,276	4,843	5,410	8,051	11,986
1973	1,532,476	28,762,112	5,269	347,342	1,370,478	68,140	63,996	4,744	5,410	8,051	11,986
1974	1,534,679	29,527,281	4,330	347,407	1,245,258	66,012	61,289	4,723	5,342	8,051	11,986
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	5,212	8,051	11,986
1976	1,538,543	28,981,834	3,345	333,311	1,131,586	58,820	54,415	4,405	4,563	8,051	10,747
1977	1,585,760	29,357,392	3,302	345,293	1,138,808	59,494	55,274	4,220	4,553	8,051	10,935
1978	1,668,093	29,908,023	3,326	348,826	1,142,928	57,676	53,601	4,075	4,610	8,051	11,339
1979	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	57,659	53,643	4,016	4,371	8,051	11,157

1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969	4,238	5,150	753	4,397	10,901
1981	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	54,651	50,567	4,084	2,286	56,937	4,124	5,060	691	4,369	10,739
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	53,085	49,003	4,082	2,415	55,500	4,146	4,984	746	4,238	10,735
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632	3,893	4,680	638	4,042	10,269
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137	3,839	4,808	698	4,110	10,236
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084	3,903	4,540	735	3,805	9,241
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	245,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358	3,609	4,475	699	3,776	8,964
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196	3,570	4,369	704	3,665	8,605
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101	3,789	4,410	773	3,637	8,557
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156	3,894	4,502	768	3,734	8,131
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857	3,846	4,675	819	3,856	7,997
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025	4,015	4,687	894	3,793	7,710
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013	3,753	4,657	866	3,791	7,589
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918	3,767	4,541	867	3,674	7,460
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334	3,775	4,507	838	3,669	7,439
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	645,025	34,543	31,433	3,110	815	35,358	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007
1996	2,643,828	47,246,440	2,363	162,862	621,131	33,190	30,087	3,103	814	34,004	3,803	4,933	815	4,118	8,035
1997			2,078	156,726											

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は労働省労働基準局「労働基準監督年報」により、それ以外は、労働省労働基準局「労災保険事業年報」による。前者は、事業主が届け出た「労働者死傷病報告」に基づくもので、暦年。後者は年度で、通勤災害、労災保険特別加入者に係るもの、退(離)職後発症等も含む。1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人を含んでいない。「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業1日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。障害(補償)年金は、1965年度以前は1~3級、1966年度以降は1~8級になっている。傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補償へ移行した者の件数である。遺族(補償)年金の新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第12条の新規受給者数の合計である。労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表1-2 労災保険年金受給者数及び健康管理手帳交付者数の推移

年度	各年度末年金受給者数						労災保険アフターケア健康管理手帳交付者数(再交付等を含む)										
	合計	傷病(補償)年金			障害(補償)年金	遺族(補償)年金	合計	CO中毒症	せき損	頭頸部外傷症候群	尿道狭さく	慢性肝炎	白内障等	振動障害	大腿骨頸部骨折等	人工関節等	慢性化膿性骨髄炎
1947																	
1948																	
1949																	
1950																	
1951																	
1952																	
1953																	
1954																	
1955																	
1956																	
1957																	
1958																	
1959	2,639	2,639	1,880	759	0												
1960	3,496	3,379	2,372	965	42	117											
1961	4,415	4,133	2,890	1,147	96	282											
1962	5,286	4,771	3,261	1,358	152	515											
1963	6,197	5,486	3,667	1,595	224	711											
1964	7,129	6,208	4,034	1,858	316	921											
1965	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215											
1966	15,934	7,770	4,811	2,428	531	4,126	4,038										
1967	25,075	8,423	5,107	2,631	685	7,925	8,727	721									
1968	34,309	9,121	5,410	2,963	748	11,509	13,679	721									
1969	44,838	9,743	5,667	3,175	901	16,015	19,080	727									
1970	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144	1,332	614	718							
1971	65,254	9,882	5,498	3,161	1,223	25,051	30,321	1,302	686	616							
1972	74,567	10,324	5,673	3,213	1,438	29,366	34,877	1,351	624	727							
1973	84,298	10,979	5,980	3,333	1,666	33,559	39,760	1,957	1,144	813							
1974	93,920	11,725	6,377	3,506	1,842	37,638	44,557	2,154	1,126	1,028							
1975	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918	2,736	1,126	1,266	344						
1976	110,846	13,262	7,234	3,677	2,351	44,568	53,016	3,183	1,125	1,501	557						
1977	123,063	18,117	9,480	4,468	4,169	47,991	56,955	3,675	1,125	1,802	748						
1978	131,395	19,373	10,353	4,567	4,453	51,190	60,832	3,994	1,134	1,847	1,013						
1979	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328	64,362	4,305	1,143	1,953	1,209						

労働安全衛生をめぐる状況

表3-1 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

区分	年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	合計
① 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱		61	124	117	144	73	70	38	77	80	75	76	935
		303	324	351	347	324	344	458	296	262	309	310	3,628
		-242	-200	-234	-203	-251	-274	-420	-219	-182	-234	-234	-2,693
② 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(非災害性腰痛)		247	380	267	353	297	186	64	96	62	127	112	2,191
		56	49	47	32	33	41	52	30	41	37	35	453
		191	331	220	321	264	145	12	66	21	90	77	1,738
③ さく岩機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動機能障害(振動障害)		54	59	50	39	23	23	21	24	17	18	16	344
		941	731	656	505	361	377	405	496	475	578	556	6,081
		-887	-672	-606	-466	-338	-354	-384	-472	-458	-560	-540	-5,737
④ 電話交換の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群(頸肩腕症候群等)		155	127	154	111	131	73	97	63	57	56	77	1,101
		332	264	304	313	268	213	195	182	156	149	234	2,610
		-177	-137	-150	-202	-137	-140	-98	-119	-99	-93	-157	-1,509
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病		15	43	24	33	19	18	20	30	19	14	12	247
		20	14	17	24	26	25	21	31	19	24	28	249
		-5	29	7	9	-7	-7	-1	-1	0	-10	-16	-2

注) 表2の脚注参照。労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3-2 腰痛の審査請求処理状況

年度	前年度末残	請求	決定			取下	請求の増減	本年度末残
			取消	棄却	却下			
1991	28	32	5	16	0	7	0	32
1992	32	20	2	16	1	2	0	31
1993	31	24	3	25	0	7	0	20
1994	20	32	3	22	0	6	1	22
1995	22	24	2	21	0	2	△3	18
1996	18	42	7	29	1	5	△4	14

表3-3 頸肩腕症候群等の審査請求処理状況

年度	前年度末残	請求	決定			取下	請求の増減	本年度末残
			取消	棄却	却下			
1991	22	10	0	10	0	1	△1	20
1992	20	10	0	13	0	0	△1	16
1993	17	5	1	6	0	0	0	15
1994	15	15	0	14	0	1	0	15
1995	15	12	1	11	0	1	0	14
1996	14	5	2	7	0	0	△7	3

表3-4 振動障害の審査請求処理状況

年度	前年度末残	請求	決定			取下	請求の増減	本年度末残
			取消	棄却	却下			
1991	40	19	6	27	0	1	0	25
1992	25	10	8	10	0	4	0	13
1993	13	25	4	10	0	4	△1	19
1994	19	18	3	9	0	2	△2	21
1995	21	8	2	8	0	7	△4	8
1996	8	9	0	11	0	2	0	4

注) 「請求の増減」欄は、事件の移送、併合、分離等による増減である。労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表4 職業がんの労災補償状況

疾病の種類	年度	77前	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	合計																					
		(87年度末現在の累積認定者数)																																									
ベンゼンにさらされる業務による尿路系腫瘍		(87年度末現在の累積認定者数)																					412	12	11	14	13	6	20	16	6	7	525										
β-ナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍		(87年度末現在の累積認定者数)																																									
ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん		(87年度末現在の累積認定者数)																					15	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	18									
ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん		(87年度末現在の累積認定者数)																					7	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	8									
石棉にさらされる業務による肺がん又は中皮腫		17	4	5	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	18	23	21	21	23	27	260																					
ベンゼンにさらされる業務による白血病		(87年度末現在の累積認定者数)																					8	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9									
塩化ビニルにさらされる業務による肺血管肉腫		(87年度末現在の累積認定者数)																					2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	4										
電離放射線にさらされる業務による白血病又は皮膚がん		(87年度末現在の累積認定者数)																					9	0	1	1	1	1	1	3	1	0	18										
クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん		(87年度末現在の累積認定者数)																					113	1	6	4	5	5	4	4	8	5	155										
砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん		(87年度末現在の累積認定者数)																					61	2	0	1	1	3	0	5	2	0	75										
すす、鉱物油、タール、ヒッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん(注)		(87年度末現在の累積認定者数)																					107	9	4	1	12	4	5	0	0	1	143										
4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍		(87年度末現在の累積認定者数)																																									
4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍		(87年度末現在の累積認定者数)																																									
オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍		(87年度末現在の累積認定者数)																																									
マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍		(87年度末現在の累積認定者数)																																									
コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん		(87年度末現在の累積認定者数)																																									
ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん		(87年度末現在の累積認定者数)																																									
その他のがん		(87年度末現在の累積認定者数)																					209	19	26	13	29	11	22	20	22	20	391										
計		(87年度末現在の累積認定者数)																					1,025	53	67	50	80	54	73	79	69	68	1,618										
		(87年度末現在の累積認定者数)																																									

注) 1994年度以降の下段の数字は、支給決定時においてすでに死亡している者を内数として計上したものである。
「すす、鉱物油、タール…」の項の1993年度以前の数字は「タール等にさらされる業務による肺がん又は皮膚がん」という分類によるものである。
労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表5-1 脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災補償状況

	年度	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
		請求件数	351	480	538	436	404	328	277	289	403
脳血管疾患	認定件数	42	61	96	77	78	66	59	80	102	87
	1号	24	47	77	56	54	55	40	57	59	38
	9号	18	14	19	21	24	11	19	23	43	49
虚血性心疾患	請求件数	148	196	239	161	151	130	103	116	155	163
	認定件数	7	20	14	15	15	8	13	12	38	29
	1号	4	5	3	3	5	1	1	3	5	0
	9号	3	15	11	12	10	7	12	9	33	29
合計	請求件数	499	676	777	597	555	458	380	405	558	578
	認定件数	49	81	110	92	93	74	72	92	140	116
	1号	28	52	80	59	59	56	41	60	64	38
	9号	21	29	30	33	34	18	31	32	76	78

注) 1 「1号」とは労働基準法施行規則別表第1の2第1号の「業務上の負傷に起因する疾病」であり、「9号」とは同表第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」事案)である。
 2 請求件数から認定件数を減じた件数が不支給の件数とはならない。
 3 請求件数については、1号、9号別に統計をとっていないとしている。
 労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表5-2 脳血管疾患及び虚血性心疾患等の審査請求及び再審査請求処理状況

年度	審査請求							再審査請求			
	前年度末残	新規請求	決定			請求の増△減	本年度末残	裁決件数	救済件数	請求件数	
			取消	棄却	却下						
1991	207	131	8	120	0	3	△2	205	42	0	55
1992	205	109	3	109	0	7	△1	194	36	1	52
1993	194	96	4	109	1	3	△3	170	43	1	56
1994	170	95	8	85	0	1	△2	169	57	4	67
1995	169	81	20	110	0	3	△7	110	58	7	67
1996	120	127	13	135	1	8	△14	76			

注) 「請求の増△減」欄は、事件の移送、併合、分離等による増減である。
 労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表6 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断			特殊健康診断			じん肺健康診断			
	実施事業場数	受診労働者数	見所見者数	実施事業場数	受診労働者数	見所見者数	管理1見所見者数	管理2見所見者数	管理3見所見者数	
1965				24	8,927	24,048	8,996	3,973	850	415
1970		9,370,497	574,578	30	14,865	30,735	10,010	3,639	736	257
1971		11,199,917	562,894	49	16,786	31,769	14,133	4,400	864	364
1972		11,361,913	563,388	49	20,833	39,074	12,705	4,729	998	301
1973		10,692,430	547,896	51	22,998	42,076	11,304	4,779	1,092	274
1974		10,588,390	595,590	53	26,694	493,553	13,901	5,373	1,112	309
1975		10,847,458	668,509	67	30,446	557,224	12,716	5,055	1,080	318
1976		10,901,527	733,029	67	36,009	663,999	12,503	5,291	1,112	287
1977		11,081,169	850,818	67	40,028	715,842	13,786	4,923	1,233	368
1978		11,154,186	822,923	67	42,033	744,875	7,108	9,921	2,792	286
1979		11,132,487	895,605	67	66,285	1,146,421	27,808	7,571	1,988	198
1980		11,158,472	957,986	67	71,976	1,213,867	34,133	8,132	1,222	122
1981		11,306,990	990,149	72	74,710	1,256,283	36,872	7,787	1,488	148
1982		10,533,192	916,522	72	76,805	1,333,751	38,099	8,010	1,266	126
1983		10,408,511	953,393	72	78,031	1,342,082	37,183	7,120	1,377	137
1984		10,625,676	991,035	72	80,224	1,384,123	34,958	6,231	81	41,270
1985		10,618,339	970,752	72	81,689	1,436,463	33,391	5,905	80	39,376
1986		10,753,013	1,005,929	72	81,573	1,441,636	34,232	5,614	75	39,921
1987		10,900,258	1,065,354	72	81,245	1,425,720	29,111	4,645	93	33,849
1988		10,859,413	1,100,724	72	81,245	1,418,294	27,164	4,209	64	31,437
1989		10,586,406	1,123,126	72	80,242	1,415,940	25,364	3,864	66	29,294
1990		9,232,997	1,117,564	72	75,746	1,376,847	22,184	3,557	74	25,815
1991		10,009,681	2,367,251	72	73,617	1,385,573	22,799	3,475	50	26,324
1992		10,911,023	2,990,890	72	75,131	1,509,273	18,782	3,249	52	22,083
1993		10,825,454	3,483,525	72	76,986	1,553,650	19,888	3,138	36	23,062
1994		11,187,605	3,762,451	72	76,986	1,558,666	19,107	2,969	43	22,119
1995		59,555	11,317,518	72	76,021	1,536,772	16,304	2,761	110	19,175
1996		60,638	11,331,900	72	76,021	1,536,772	15,958	2,520	42	18,520
1996		61,305	11,284,849	72	76,355	1,554,080	15,958	2,520	42	18,520

注) 健康診断結果異議(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果異議による
 1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正されている。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正されている。
 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
 労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

I 労災保険審査請求関係資料

表1 審査請求処理状況

年度	前年度末残	新規請求	要処理件数	請求の増△減	決定				取下	その他処理	処理件数	処理率(%)	本年度末残
					取消	棄却	却下	小計					
1980	729	1,533	2,262					978	189	6	1,173	51.9%	1,089
1981	1,089	1,429	2,518					1,392	161	9	1,562	62.0%	956
1982	956	1,282	2,238					1,117	155	7	1,279	57.1%	959
1983	959	1,853	2,812					1,355	183	12	1,550	55.1%	1,262
1984	1,262	1,620	2,882					1,207	157	116	1,480	51.4%	1,402
1985	1,402	1,620	3,022					1,273	197	146	1,616	53.5%	1,406
1986	1,406	1,394	2,800					1,184	177	30	1,391	49.7%	1,409
1987	1,409	1,213	2,622					1,155	168	26	1,349	51.4%	1,273
1988	1,273	1,359	2,632					1,174	147	33	1,354	51.4%	1,278
1989	1,278	1,223	2,501					1,102	215	22	1,339	53.5%	1,162
1990	1,162	1,065	2,227					930	131	11	1,072	48.1%	1,155
1991	1,155	968	2,123	△ 11	166	745	10	921	105		1,037	48.8%	1,086
1992	1,086	874	1,960	△ 8	145	700	9	854	101		963	49.1%	997
1993	997	938	1,935	△ 28	138	703	15	856	139		1,023	52.9%	912
1994	912	952	1,864	△ 32	147	739	15	901	110		1,043	56.0%	821
1995	821	871	1,692	△ 30	153	754	18	925	131		1,086	64.2%	606
1996	606	1,037	1,643	△ 54	179	853	30	1,062	127		1,243	75.7%	400

注) 「請求の増△減」欄は、事件の移送、併合、分離等による増減である。「その他処理」も同じ。
労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2-1 事件種類別審査請求状況

年度	労働者資格	業務上外	通勤災害	支給制限	治癒認定	再発認定	障害	受給権	給付日数	介護	その他	計
1987	30	361	31		41	56	530	2	18		144	1,213 (47)
1988	41	381	17		55	43	504	6	5		307	1,359 (27)
1989	57	378	21 (21)		106 (1)	54 (2)	484 (13)	6	12		105 (2)	1,223 (39)
1990	44	367	19		58	49	435	2	8		83	1,065 (31)
1991	38 (1)	383	25 (25)		22 (1)	42 (2)	379 (13)	2	8		69 (2)	968 (44)
1992	42	320	30 (30)		32	41 (4)	331 (8)	7	8		63 (2)	874 (44)
1993	36	337	20 (20)	1	28 (1)	51 (1)	362 (12)	7	5		91 (2)	938 (36)
1994	35	348	32 (32)		45	49 (1)	338 (8)	8	19		78 (1)	952 (42)
1995	36	336	20	1	28	48	319	3	13		67	871
1996	45	411	23		38	44	330	8	9	33	96	1,037

注) ()内の記載のある年度は、通勤災害の内数である。
労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2-2 事件種類別新規審査請求状況

年度	業務上外	腰痛	脳・心臓疾患	振動障害	頸肩腕症候群	じん肺症	その他疾病	左記以外
1991	383	32	131	19	10	55	62	74
1992	320	20	109	10	10	66	57	48
1993	337	24	96	25	5	51	48	88
1994	348	32	95	18	15	57	42	89
1995	336	24	81	8	12	60	69	82
1996	411	42	127	9	5	59	53	116

注) 労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3 事件種類別処理状況(平成8年度)

年 度	前年度末残	請 求	決 定			取 下	請求の増△減	本年度末残
			取 消	棄 却	却 下			
労働者であるかどうかに争いがあるもの	23	45	6	33	1	7	1	22
業務災害の認定に争いがあるもの	276	411	40	419	7	23	△ 39	159
腰痛にかかもの	18	42	7	29	1	5	△ 4	14
脳・心臓疾患にかかもの	120	127	13	135	1	8	△ 14	76
振動障害にかかもの	8	9	0	11	0	2	0	4
頸肩腕症候群等にかかもの	14	5	2	7	0	0	△ 7	3
じん肺症等にかかもの	25	59	4	57	0	4	△ 2	17
その他の疾病にかかもの	48	53	6	62	3	4	△ 1	25
上記以外のもの	43	116	8	118	2	0	△ 11	20
通勤災害の認定に争いがあるもの	12	23	2	17	1	1	△ 1	13
支給制限に争いがあるもの	1	0	0	0	0	0	△ 1	0
治癒認定の時期に争いがあるもの	14	38	2	38	0	0	△ 4	8
再発であるかどうかに争いがあるもの	32	44	7	40	1	4	△ 10	14
障害等級の認定に争いがあるもの	201	330	109	246	1	55	3	123
受給権について争いがあるもの	1	8	0	6	0	0	0	3
給付基礎日額の算定に争いがあるもの	6	9	0	6	2	2	0	5
介護(補償)給付にかかもの	0	33	1	3	0	11	0	18
そ の 他	40	96	12	45	17	24	△ 3	35
合 計	606	1,037	179	853	30	127	△ 54	400

注) 「請求の増△減」欄は、事件の分離等による増減である。
労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3 事件種類別処理状況(平成7年度)

年 度	前年度末残	請 求	決 定			取 下	請求の増△減	本年度末残
			取 消	棄 却	却 下			
労働者であるかどうかに争いがあるもの	29	36	3	33	2	1	△ 3	23
業務災害の認定に争いがあるもの	397	336	53	349	3	35	△ 21	272
腰痛にかかもの	22	24	2	21	0	2	△ 3	18
脳・心臓疾患にかかもの	169	81	20	110	0	3	△ 7	110
振動障害にかかもの	21	8	2	8	0	7	△ 4	8
頸肩腕症候群等にかかもの	15	12	1	11	0	1	0	14
じん肺症等にかかもの	45	60	7	65	0	4	△ 4	25
その他の疾病にかかもの	56	69	7	59	1	8	0	50
上記以外のもの	69	82	14	75	2	10	△ 3	47
通勤災害の認定に争いがあるもの	21	20	1	27	1	0	0	12
支給制限に争いがあるもの	0	1	0	0	0	0	0	1
治癒認定の時期に争いがあるもの	26	28	1	33	0	5	△ 1	14
再発であるかどうかに争いがあるもの	38	48	3	42	0	7	△ 2	32
障害等級の認定に争いがあるもの	228	319	84	198	7	53	0	205
受給権について争いがあるもの	5	3	0	6	0	1	0	1
給付基礎日額の算定に争いがあるもの	14	13	0	10	1	8	△ 2	6
そ の 他	63	67	8	56	4	21	△ 1	40
合 計	821	871	153	754	18	131	△ 30	606

注) 「請求の増△減」欄は、事件の分離等による増減である。
労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

II 労災保険再審査請求関係資料

表1 再審査請求処理状況

年 度	前年繰越	請求件数	裁決件数	取下件数	残 件 数
1956年8~12月	0	164	16	2	146
1957年1~12月	146	246	135	9	248
1958年1~12月	248	255	214	12	277
1959年1~12月	277	247	199	8	317
1960年1~3月	317	68	69	4	312
1960年度	312	251	235	10	318
1961年度	318	243	271	11	279
1962年度	279	253	272	17	243
1963年度	243	263	275	11	220
1964年度	220	204	201	11	212
1965年度	212	179	199	11	181
1966年度	181	195	131	11	234
1967年度	234	319	173	10	370
1968年度	370	194	196	61	307
1969年度	307	230	226	15	296
1970年度	296	194	206	20	264
1971年度	264	173	225	9	203
1972年度	203	175	196	17	165
1973年度	165	208	139	10	224
1974年度	224	274	107	10	381
1975年度	381	250	90	12	529
1976年度	529	229	166	8	584
1977年度	584	231	314	12	489
1978年度	489	233	258	16	448
1979年度	448	230	237	11	430
1980年度	430	273	223	8	472
1981年度	472	485	301	8	648
1982年度	648	284	369	13	550
1983年度	550	308	289	4	565
1984年度	565	349	305	9	600
1985年度	600	329	239	13	677
1986年度	677	371	300	19	729
1987年度	729	346	272	8	795
1988年度	795	344	345	12	782
1989年度	782	442	297	15	912
1990年度	912	284	316	10	870
1991年度	870	262	374	12	746
1992年度	746	254	299	8	693
1993年度	693	246	288	7	644
1994年度	644	297	226	7	708
1995年度	708	326	284	13	737
1996年度	737	393	361	7	762
合 計		11,101	9,838	501	

労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2-1 事件種類別再審査請求件数

年度	業務上外	障 害	労働者 資 格	治ゆ認定	再発認定	給付基礎	却下決定	通勤災害	そ の 他	給付制限	計
1956	40	102							14	8	164
1957	49	153							31	13	246
1958	65	145							34	11	255
1959	45	151							38	13	247
1960	9	46							10	3	68
1960	39	145							55	12	251
1961	52	135							43	13	243
1962	37	170							31	15	253
1963	83	118							46	16	263
1964	46	96							56	6	204
1965	50	54							66	9	179
1966	52	91		9	7		2		24	10	195
1967	74	87		130	7		1		18	2	319
1968	57	82	3	12	5	2	1		32		194
1969	90	86	1	4	15	4	4		26		230
1970	65	80	1	9	7	4	5		23		194
1971	65	66	5	8	6	2	6		15		173
1972	63	63	8	10	12	1	7		11		175
1973	107	59	4	8	8	8	3		11		208
1974	94	125	10	11	12	4	1	3	14		274
1975	120	57	11	3	9	6	5	9	30		250
1976	110	52	7	7	8	3	3	12	27		229
1977	107	48	8	5	5	2	7	4	45		231
1978	110	40	14	6	12	5	7	10	29		233
1979	114	53	8	4	9	12	6	4	20		230
1980	126	59	11	12	16	6	8	10	25		273
1981	186	75	18	11	13	80	7	4	91		485
1982	136	62	22	2	12	7	6	7	30		284
1983	132	84	15	9	27	5	4	5	27		308
1984	153	78	13	13	24	11	7	8	42		349
1985	133	89	17	8	21	9	6	18	28		329
1986	125	94	15	14	18	4	3	8	90		371
1987	151	82	21	19	16	5	9	9	34		346
1988	144	64	9	33	17	10	21	5	41		344
1989	137	74	8	15	16	0	3	4	185		442
1990	126	87	14	14	18	3	2	5	15		284
1991	118	67	10	17	24	2	8	5	11		262
1992	128	56	6	19	22	2	1	4	16		254
1993	130	52	10	13	20	4	0	6	11		246
1994	145	80	7	15	20				30		297
1995	161	76	12	19					58		326
1996	209	71	9	24					80		393
合計	4,183	3,554	297	483	406	201	143	140	1,563	131	11,101

注) 「年度」の1956は8~12月、1957~1959は1~12月、1960は前者が1~3月、後者が年度、1961以降は年度。
本表の事件区分は、受理時のものである。
労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-2 事件種類別再審査請求件数

年度	業務上外	脳血管疾患	虚血性心疾患	じん肺	腰痛	振動障害	頸肩腕症候群	その他
1992	128	31	24	14	2	11	3	43
1993	130	28	14	11	4	2	3	68
1994	145	32	20	18	9	3	14	49
1995	161	25	31	25	5	5	19	51
1996	209	34	33	33	6	4	5	94

注) 労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3-2 事件種類別再審査請求裁決状況

事件の種類 区分		業務上外	脳血管疾患	虚血性心疾患	じん肺	腰痛	振動障害	頸肩腕症候群	その他
1994	棄却	100	29	13	7	1	5	1	44
	取消	4	1	0	0	0	0	0	3
	却下	1	0	0	0	0	0	0	1
	小計	105	30	13	7	1	5	1	48
	取下	2	1	1	0	0	0	0	0
計	107	31	14	7	1	5	1	48	
1995	棄却	134		49					85
	取消	10		4					6
	却下	10		4					6
	小計	154		57					97
	取下	3		0					3
計	157		57					100	
1996	棄却	161		51					110
	取消	20		7					13
	却下	5		0					5
	小計	186		58					128
	取下	1		0					1
計	187		58					129	

注) 労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3-1 事件種類別再審査請求裁決状況

事件の種類 区分		業務上外	障害	労働者 資格	治炒認定	再発認定	給付基礎	却下決定	通勤災害	給付制限	その他	計
1956 ~ 1991	棄却	2,565	2,350	177	260	275	154	116	94	74	917	6,982
	取消	344	412	40	19	16	18	16	14	41	155	1,075
	却下	74	151	1	8	10	8	8	5	9	49	323
	小計	2,983	2,913	218	287	301	180	140	113	124	1,121	8,380
	取下	108	117	14	65	8	6	10	4	7	120	459
計	3,091	3,030	232	352	309	186	150	117	131	1,241	8,839	
1992	棄却	132	70	12	30	14	4	6	2		14	284
	取消	3	8	0	0	0	0	0	0		2	13
	却下	0	1	0	1	0	0	0	0		0	2
	小計	135	79	12	31	14	4	6	2		16	299
	取下	1	2	0	3	0	1	0	0		1	8
計	136	81	12	34	14	5	6	2		17	307	
1993	棄却	132	76	9	11	21	1	0	3		12	265
	取消	7	6	1	0	0	0	0	1		1	16
	却下	2	2	1	0	1	0	0	0		1	7
	小計	141	84	11	11	22	1	0	4		14	288
	取下											
1994	棄却	100	42	6	15	20					25	208
	取消	4	5	2	0	1					2	14
	却下	1	0	0	0	0					3	4
	小計	105	47	8	15	21					30	226
	取下	2	1	0	3	0					1	7
計	107	48	8	18	21					31	233	
1995	棄却	134	55	7	17						33	246
	取消	10	4	3	0						5	22
	却下	10	2	0	1						3	16
	小計	154	61	10	18						41	284
	取下	3	6	0	0						4	13
計	157	67	10	18						45	297	
1996	棄却	161	83	11	15						45	315
	取消	20	6	2	1						7	36
	却下	5	1	0	0						4	10
	小計	186	90	13	16						56	361
	取下	1	3	0	0						3	7
計	187	93	13	16						59	368	
合計	棄却	3,224	2,676	222	348	330	159	122	99	74	1,046	8,300
	取消	388	441	48	20	17	18	16	15	41	172	1,176
	却下	92	157	2	10	11	8	8	5	9	60	362
	小計	3,704	3,274	272	378	358	185	146	119	124	1,278	9,838
	取下											
計												

注) 労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

Ⅲ 「不法就労」外国人に対する災害補償の状況

表1 被災労働者の国籍(人数)

国名	年度	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	合計
イラン		0	2	0	15	100	122	101	89	72	66	567
フィリピン		8	6	3	10	13	21	25	14	26	18	144
バングラディシュ		8	27	22	63	33	42	28	31	24	25	303
スリランカ		0	0	1	10	13	14	23	19	22	15	117
タイ		0	1	1	4	15	20	18	26	22	9	116
パキスタン		13	16	19	51	58	46	34	33	20	35	325
ベトナム		0	0	0	2	5	8	12	24	19	13	83
韓国		2	6	7	20	32	43	38	23	14	11	196
中国		3	5	20	21	16	31	9	10	11	15	141
インド		0	1	0	6	2	6	9	11	9	16	60
ブラジル		0	0	0	2	4	3	12	6	9	10	46
マレーシア		0	0	3	6	12	10	9	6	6	6	58
ガナ		1	2	2	0	3	5	2	6	4	2	27
ミャンマー		0	0	1	2	2	2	2	5	3	5	22
ネパール		1	0	1	4	2	2	5	5	3	2	25
インドネシア		1	0	0	0	0	1	4	0	2	2	10
トルコ		0	0	0	1	0	2	0	2	2	2	9
ボリビア		0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	5
アルゼンチン		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
ウガンダ		0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
台湾		2	0	0	0	1	2	0	0	0	0	5
チュニジア		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
コロンビア		0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
アメリカ		0	0	0	0	1	2	2	1	0	2	8
レソト		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
ペナン		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
スーダン		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
ヨルダン		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
スウェーデン		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
ナイジェリア		0	0	0	0	3	2	8	0	0	7	20
ベトナム		0	1	2	0	0	2	2	0	0	4	11
ギニア		0	1	0	0	1	1	1	0	0	1	5
オーストラリア		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
アイルランド		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
ホンジュラス		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
イギリス		0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
ブルキナファソ		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
スリナム		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
バハマ		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
メキシコ		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
キューバ		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
ドイツ		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
南アフリカ		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
マリ		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
バブアニューギニア		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
タンザニア		0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
香港		0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
オランダ		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
エジプト		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
シンガポール		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ニュージーランド		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
フランス		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ラオス		0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
不明		0	1	6	0	0	0	0	1	2	2	12
計		40	71	89	221	322	393	351	320	276	273	2,356

労災保険の保険給付の請求のあった事案のうち、被災労働者が不法就労外国人であると思われる者に対する補償状況。
労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2 就労事業場の種類(人数)

業種	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	合計
その他の林業	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	6
木材伐出業	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
採石業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
その他の鉱業	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	4
道路新設業	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	3
ほ装工事業	0	0	0	1	2	1	1	2	1	1	9
建築事業	4	2	13	27	42	51	38	32	29	33	271
既設建築物設備工事	0	0	0	1	5	5	2	2	0	3	18
機械装置の組立又はすえ付けの事業	0	0	0	1	2	1	0	3	0	0	7
その他の建設業	0	0	0	4	9	20	19	14	9	7	82
食品製造業	3	1	1	0	6	19	19	25	23	27	124
繊維工業又は繊維製品製造業	0	0	0	0	1	4	6	4	5	4	24
木材又は木製品製造業	1	1	1	0	2	9	9	15	15	6	59
ハルブ又は紙製造業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
印刷又は製本業	0	1	1	6	3	5	4	7	1	3	31
化学工業	3	2	2	6	15	15	7	5	10	6	71
ガラス又はセメント製造業	0	0	0	2	9	0	0	0	0	0	11
その他の窯業又は土石製品製造業	0	0	1	2	4	8	11	11	4	8	49
金属精錬業	0	0	0	0	2	1	1	0	3	2	9
非鉄金属精錬業	0	0	0	2	4	6	1	1	0	0	14
金属材料品製造業	0	0	0	0	3	1	2	0	5	4	15
鑄物業	1	1	0	6	6	9	11	8	7	14	63
金属製品製造業又は金属加工業	10	30	36	62	96	92	84	72	54	64	600
一般金物製造業	0	0	2	1	1	0	1	2	2	1	10
めっき業	1	4	0	4	2	0	2	2	0	1	16
機械器具製造業	0	3	3	13	21	28	13	12	12	11	116
電気機械器具製造業	1	1	1	5	2	4	7	9	7	4	41
輸送用機械器具製造業	0	2	6	21	19	36	19	30	21	27	181
船舶製品製造業	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	3
計量器、光学機械、時計等製造業	0	0	0	1	0	0	3	0	1	1	6
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	0	0	0	4	2	2	0	1	0	2	11
その他の製造業	3	2	3	22	18	25	31	23	22	15	164
貨物取扱業	0	0	2	0	4	5	5	3	4	4	27
港湾荷役業	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	3
港湾貨物取扱業	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
農業又は海面漁業以外の漁業	0	0	0	1	3	0	1	4	2	0	11
清掃、火葬又はと畜の事業	1	0	1	0	0	6	4	1	3	3	19
ビルメンテナンス業	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	3
その他の各種事業	12	21	15	28	35	36	42	26	34	20	269
計	40	71	89	221	322	393	351	320	276	273	2,356

労災保険の保険給付の請求のあった事案のうち、被災労働者が不法就労外国人であると思われる者に対する補償状況。
労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3 就労場所(人数)

就労場所	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	合計
東京	19	36	49	80	102	84	62	61	22	18	533
群馬	0	11	14	33	16	91	92	65	65	66	453
茨城	4	0	2	16	25	36	41	43	29	239	
千葉	2	10	4	28	30	39	48	39	43	272	
愛知	2	2	0	0	10	17	19	28	46	44	168
埼玉	4	0	3	28	49	21	11	3	3	23	145
神奈川	6	5	5	12	36	30	13	7	1	10	125
栃木	0	0	4	12	14	17	16	18	9	15	105
静岡	0	0	0	2	9	9	7	16	12	12	67
大分	1	3	4	3	11	10	14	4	1	4	55
山梨	0	4	0	3	5	3	6	11	6	6	44
三重	0	0	0	1	2	11	0	4	8	3	29
長野	1	0	0	0	0	1	7	6	5	6	26
新潟	0	0	0	0	3	1	3	3	5	5	20
兵庫	0	0	0	2	3	4	1	2	2	0	14
滋賀	0	0	0	0	0	3	4	2	0	1	10
計	40	71	89	221	322	393	351	320	276	273	2,356

労災保険の保険給付の請求のあった事案のうち、被災労働者が不法就労外国人であると思われる者に対する補償状況。
労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表4 補償状況(人数)

補償の種類	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	合計
療養(補償)給付	39	70	169	267	298	289	259	251	250	1,962	
休業(補償)給付	21	19	40	80	128	197	195	153	124	1,069	
障害(補償)給付	7	6	10	38	55	69	87	76	39	20	407
遺族(補償)給付	0	0	2	2	4	1	3	4	4	3	23
葬祭料(葬祭給付)	0	0	2	2	3	1	1	4	4	3	20
合計	67	95	124	291	457	566	575	496	422	388	3,481

労災保険の保険給付の請求のあった事案のうち、被災労働者が不法就労外国人であると思われる者に対する補償状況。
労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表5 労働災害発生状況

国	1990年		1991年		1992年		1993年		1994年		1995年		1996年	
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
ブラジル	39	2	80	2	201	4	278	5	303	1	328	8	383	4
ペルー	6	1	18	1	63	1	72	1	81	0	93	2	104	0
イラン	11	1	71	3	102	5	102	2	76	1	67	1	88	2
中華人民共和国	25	0	28	2	42	1	52	2	50	1	60	2	68	1
フィリピン	0	0	8	188	8	281	12	302	10	271	10	269	7	337
その他	163	8	188	8	281	12	302	10	271	10	269	7	337	6
合計	244	11	385	16	689	23	844	22	817	14	847	21	1,018	15

労働者死傷報告書により把握したもの。
労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

行政手続法に基づく処分等の一覧表(労災関係)

処分内容	根拠条文	処分権者	審査基準	標準処理期間	公聴会の開催	
					理由の提示	理由の提示
未支給の保険給付の請求に対する決定	労災保険法第11条第1項、第11条第2項	署長	昭和41.1.31 基発73号等	死亡した者に対して支給すべき保険給付の種類による。ただし、支給決定はあったが支払われていないものについては1か月とする。	×	○
業務災害の保険給付の請求に対する決定	労災保険法第12条の8第2項	署長	昭和53.3.30 基発186号	療養補償給付及び休業補償給付—1か月、ただし疾病に係るもの—6か月、障害補償給付—3か月、遺族補償給付及び葬祭料—4か月、ただし疾病に係るもの—6か月、介護補償給付—3か月。なお、疾病のうち包括的救済規定に係るものは、標準処理期間を定めていない。	×	○
障害(補償)年金の改定	労災保険法第15条の2、第22条の3第3項	署長	昭和41.1.31 基発73号等	1か月	×	○
遺族(補償)年金の改定	労災保険法第16条の3第3項、第22条の4第3項	署長	昭和41.1.31 基発73号等	1か月	×	○
遺族(補償)年金の転給	労災保険法第16条の4第1項、第22条の4第3項	署長	昭和41.1.31 基発73号等	1か月	×	○
遺族(補償)年金の転給	労災保険法第16条の5第1項、第22条の4第3項	署長	昭和41.1.31 基発73号等	1か月	×	○
遺族(補償)年金の支給停止の解除	労災保険法第16条の5第2項、第22条の4第3項	署長	昭和41.1.31 基発73号等	1か月	×	○
遺族(補償)年金の支給停止等に伴う年金の改定	労災保険法第16条の5第3項、第22条の4第3項	署長	昭和41.1.31 基発73号等	1か月	×	○
遺族(補償)年金の転給	労災保険法第16条の9第5項、第22条の4第3項	署長	昭和41.1.31 基発73号等	1か月	×	○
療養給付の請求に対する決定	労災保険法第22条第1項	署長	昭和48.11.22 基発644号等	1か月	×	○
休業給付の請求に対する決定	労災保険法第22条の2第1項	署長	昭和48.11.22 基発644号等	1か月	×	○
障害給付の請求に対する決定	労災保険法第22条の3第1項	署長	昭和48.11.22 基発644号等	3か月	×	○
遺族給付の請求に対する決定	労災保険法第22条の4第1項	署長	昭和48.11.22 基発644号等	4か月	×	○
葬祭給付の請求に対する決定	労災保険法第22条の5第1項	署長	昭和48.11.22 基発644号等	4か月	×	○
介護給付の請求に対する決定	労災保険法第22条の7第1項	署長	平成8.3.1 基発95号等	3か月	×	○
中小事業主等の特別加入の承認	労災保険法第28条第1項	局長	昭和40.11.1 基発1454号等	2か月	×	○
中小事業主等の特別加入の脱退の承認	労災保険法第28条第2項	局長	昭和40.11.1 基発1454号等	1か月	×	○
一人親方等の特別加入の承認	労災保険法第29条第1項	局長	昭和40.11.1 基発1454号等	2か月	×	○
一人親方等の特別加入の脱退の承認	労災保険法第29条第3項	局長	昭和40.11.1 基発1454号等	1か月	×	○
海外派遣者の特別加入の脱退の承認	労災保険法第30条第1項	局長	昭和52.3.30 基発192号等	2か月	×	○
海外派遣者の特別加入の脱退の承認	労災保険法第30条第2項	局長	昭和52.3.30 基発192号等	1か月	×	○
障害補償年金差額一時金の請求に対する決定	労災保険法第58条第1項	署長	昭和56.10.30 基発696号等	1か月	×	○
障害補償年金前払一時金の請求に対する決定	労災保険法第59条第1項	署長	昭和56.10.30 基発696号等	3か月	×	○

(申請に対する処分)

○は適用・×は不適用

労働安全衛生をめぐる状況

遺族補償年金前払一時金の請求に対する決定	労災保険法第60条第1項	署長	昭和50.1.4 基発2号等 (ただし疾病に係るもの一か月) なお、疾病のうち包括的救済規定に係るものは、標準処理期間を定めていない。	4か月	×	○
障害年金差額一時金の請求に対する決定	労災保険法第61条第1項	署長	昭和56.10.30 基発696号等	1か月	×	○
障害年金前払一時金の請求に対する決定	労災保険法第62条第1項	署長	昭和56.10.30 基発696号等	3か月	×	○
遺族年金前払一時金の請求に対する決定	労災保険法第63条第1項	署長	昭和50.1.4 基発2号等	4か月	×	○
労働者の重過失の認定	労働基準法第78条	署長	昭29.6.9 基収2675号等	保険給付に同じ		×
業務上災害に関する特例給付の支給決定	整備法第18条	署長	昭和41.1.31 基発73号等	保険給付に同じ		×

(不支給処分)

○は適用・×は不適用

処分内容	根拠条文	処分権者	聴聞又は弁明の別(適用除外の場合には行政手続法上の根拠条文)	処理基準	理由の提示
不正受給者からの費用徴収	労災保険法第12条の3第1項	局長	行政手続法第13条第2項第4号により適用除外	昭和40.7.31 基発906号等	○
事業主への連帯納付命令	労災保険法第12条の3第2項	局長	行政手続法第13条第2項第4号により適用除外	昭和40.7.31 基発906号等	○
障害(補償)年金の改定	労災保険法第15条の2、第22条の3第3項	署長	行政手続法第13条第2項第4号により適用除外	昭和41.1.31 基発73号等	○
遺族(補償)年金の改定	労災保険法第16条の3第3項、第22条の4第3項	署長	行政手続法第13条第2項第4号により適用除外	昭和41.1.31 基発73号等	○
遺族(補償)年金の改定	労災保険法第16条の3第4項、第22条の4第3項	署長	行政手続法第13条第2項第4号により適用除外	昭和41.1.31 基発73号等	○
失権による不支給決定	労災保険法第16条の4第1項前段、第22条の4第3項	署長	行政手続法第13条第2項第4号により適用除外	昭和41.1.31 基発73号等	○
遺族(補償)年金の支給停止	労災保険法第16条の5第1項前段、第22条の4第3項	署長	行政手続法第13条第2項第4号により適用除外	昭和41.1.31 基発73号等	○
遺族(補償)年金の支給停止に伴う年金の改定	労災保険法第16条の5第3項、第22条の4第3項	署長	行政手続法第13条第2項第4号により適用除外	昭和41.1.31 基発73号等	○
失権による不支給決定	労災保険法第16条の9第4項後段、第22条の4第3項	署長	行政手続法第13条第2項第4号により適用除外	昭和41.1.31 基発73号等	○
傷病(補償)年金の改定	労災保険法第18条の2、第22条の6第2項	署長	行政手続法第13条第2項第4号により適用除外	昭和52.3.30 基発192号等	○
事業主からの保険給付費用の徴収	労災保険法第25条第1項	局長	行政手続法第13条第2項第4号により適用除外	昭和47.9.30 基発643号等	○
費用徴収	労災保険法第25条第2項	局長	聴聞	昭和40.11.1 基発1454号等	○
一人親方等の特別加入の承認の取消	労災保険法第29条第4項	局長	聴聞	昭和40.11.1 基発1454号等	○
海外派遣者の特別加入の承認の取消	労災保険法第30条第2項	局長	聴聞	昭和52.3.30 基発192号等	○
受診拒否等の場合の一時差止め	労災保険法第47条の3	署長	行政手続法第13条第2項第4号により適用除外	昭和40.7.31 基発906号等	○

労働安全衛生関係日誌

1997年→1998年

1997. 1. 1 【通達】平9.1.1基発第2号の3「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」
1997. 1. 4 【発表】警察庁のまとめで、1996年の全国の交通事故死者は9,942人で、1987年以来9年ぶりに1万人を下回った。
1997. 1. 8 【通達】平9.1.8基安発第1号「自動車運転業務中の携帯電話の安全な使用について」(情報97-3/通信522)
1997. 1.19 【災害】奈良県天川村のダムと発電所を結ぶ地下水路(長さ5km)で水漏れ工事中に、酸欠で7人が倒れ、救助に駆けつけた消防署員ら11人も被災
1997. 1.24 【災害】静岡県裾野市から愛知県豊田市へ向かう自動車会社所有のヘリコプターが行方不明に、翌日、搭乗していた8人全員を遺体で発見
1997. 1.27-28 国際標準化機構(ISO)技術管理評議会(TMB)決定D/1997 労働安全衛生(OHS-MS)の規格化当面見送り(情報97-3)
1997. 1.28 【判例】いわゆる「不法就労」中の外国人労働者の労働災害に係る民事損害賠償請求で初の最高裁判決(情報97-4)
1997. 1.30 【告示】平成9年労働省告示第4号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する告示」(法令50-5)→1997. 4.1適用
1997. 1. 【報告】「頸肩腕症候群等に関する専門検討会検討結果報告書」
1997. 2.1-28 第8回「職場における健康診断推進運動」
1997. 2. 3 【告示】事業場における労働者の健康保持増進のための指針公示第2号(情報97-4/通信523)
1997. 2. 3 【通達】平9.2.3基発第65号「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(情報97-3/法令50-4/速報167)
1997. 2. 3 【通達】補償課長事務連絡第1号「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準の運用上の留意点について」
1997. 2. 3 【通達】平9.2.3基発第66号「『事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針』の周知徹底について」(情報97-4/通信523/衛生7-49)
1997. 2. 3 【通達】平9.2.3基発第67号「『事業場における労働者の健康保持増進のための指針(健康保持増進のための指針公示第2号)』に基づく労働者健康保持増進サービス機関の認定基準の改正について」(情報97-4/通信524/衛生97-4)
1997. 2. 3 【通達】平9.2.3基発第68号「健康保持増進措置を実施するスタッフ養成専門研修について」(情報97-4/通信524/衛生97-5)
1997. 2. 3 【通達】平9.2.3基発第70号「『じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン』の周知・普及について」(情報97-5/通信525/安衛広報673/衛生97-5)
1997. 2. 6 【公示】平成9年労働省公示「酢酸ビニル、1,1,1-トリクロルエタン、パラ-ジクロルベンゼン、ピフェニルによる健康障害を防止するための指針」(情報7-69/衛生97-4)
1997. 2. 6 【通達】平9.2.6基発第80号「酢酸ビニルによる健康障害を防止するための指針、1,1,1-トリクロルエタンによる健康障害を防止するための指針、パラ-ジクロルベンゼンによる健康障害を防止するための指針及びピフェニルによる健康障害を防止するための指針について」(情報97-6/通信524/衛生97-5)
1997. 2. 7 【通達】平9.2.7基収第44号の2「太陽熱温水器の第一種圧力容器としての適用に関する疑義について」(通信531)
1997. 2.14 【省令】平成9年労働省令第4号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」(所定労働)

- 働日数が少ない労働者に対する年次有給休暇の比例付与日数の引き上げ、積雪地域の建設業の屋外労働者等・隔日勤務のタクシー運転者に対する1年単位の変形労働時間制の暫定措置、裁量労働に関するみなし労働時間制の対象業務の拡大など)→1997.4.1施行
1997. 2. 14 【告示】平成9年労働省告示第7号「労働基準法施行規則第24条の2第6項第6号の規定に基づき労働大臣の指定する業務を定める告示」(裁量労働に関するみなし労働時間制の対象業務関係)→1997.4.1適用
1997. 2. 14 【告示】平成9年労働省告示第8号「労働基準法施行規則第65条の規定に基づき労働大臣が指定する地域、労働大臣が指定する事業及び労働大臣が指定する業務を定める告示」(1年単位の変形労働時間制の暫定措置関係)→1997.4.1適用
1997. 2. 14 【通達】平9.2.14基発第93号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」(法令50-11/速報169)
1997. 2. 20 【発表】平成9年度労働基準行政運営方針(法令50-6/通信524/速報168/衛生97-4)
1997. 2. 全国安全センターがインターネットにホームページを開設(<http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/>)
1997. 2. 28 【省令】平成9年労働省令第7号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令」(介護補償給付額の引き上げ)(情報97-5/法令50-7)→1997.4.1施行
1997. 2. 28 【省令】平成9年労働省令第8号「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」(同前)→1997.4.1施行
1997. 2. 28 【通達】平9.2.28基発第115号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(法令50-8)
1997. 2. 28 【通達】平9.2.28基発第116号「炭鉱災害等による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(法令50-8)
1997. 3. 5 【通達】平9.3.5基発第133号「作業環境測定基準第3条第3号の0.5度目盛のアスマン通風乾湿計と同等以上の性能を有する測定機器について」(通信529/衛生97-6)
1997. 3. 10 【通達】平9.3.10補償課長事務連絡第4号「介護(補償)給付に係る要介護障害程度区分の判断等に当たっての留意事項について」(情報97-6)
1997. 3. 11 【災害】動燃東海再処理工場で火災事故。
1997. 3. 11 【通達】平9.3.11基発第143号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」(法令50-8)
1997. 3. 12 【通達】平9.3.12基発第150号「遠隔制御方式のボイラーに関する日常点検の頻度について」(通信530)
1997. 3. 14 【省令】平成9年労働省令第10号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」(炭鉱災害による一酸化炭素中毒症における診察等の措置に要する費用関係)→1997.4.1施行
1997. 3. 14 【報告】化学安全対策会議「化学工業における安全管理の在り方に関する検討結果報告書」(情報97-6/安衛広報674)
1997. 3. 19 【政令】平成9年政令第41号「労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令」(法令50-9)→1997.4.1施行
1997. 3. 19 【政令】平成9年政令第42号「労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令」(労働保険料の申告・納付期限の延長関係)→1997.4.1施行
1997. 3. 19 【省令】平成9年労働省令第11号「労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する政令」→1997.4.1施行
1997. 3. 19 【省令】平成9年労働省令第12号「労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令」(手数料額の引上げ)→1997.4.1施行
1997. 3. 19 【告示】平成9年労働省告示第17号「労働安全衛生法関係手数料令第2条の規定に基づき労働大臣が定める金額及び労働大臣が定める者を定める告示」(法令50-9)→1997.4.1施行
1997. 3. 19 【通達】平9.3.19基発第172号「労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令の施行及び労働安全衛生法関係手数料令第2条の規定に基づき労働大臣が定める金額及び労働大臣が定める者を定める告示の適用について」(法令50-9)
1997. 3. 19 【通達】平9.3.19基発第177号「安全弁を第一種圧力容器に附設された管に設ける場合の閉止装置の取扱いについて」(通信

- 531)
1997. 3. 19 【通達】平9.3.19基発第178号「計画の届出の対象範囲について」(通信530)
1997. 3. 19 【通達】平9.3.19基発第179号「低層建築物の施工における足場を必要としない作業方法及び移動式足場等を使用する作業方法について」(法令50-10/通信529)
1997. 3. 21 【通達】平9.3.21基発第180号「特別教育に係る科目の省略範囲の明確化について」(通信530)
1997. 3. 21 【通達】平9.3.21発基第38号・基発第184号「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度(の推進)について」(通信529)
1997. 3. 24 【通達】平9.3.24基発第190号「鉄鋼生産設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドラインの策定について」(法令50-10/通信527/安衛広報674)
1997. 3. 24 【報告】「化学物質の有害性調査のあり方に関する検討会報告書」(情報7-96/法令50-9/安衛広報674)
1997. 3. 25 【省令】平成9年労働省令第13号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」(プッシュプル型換気装置の適用拡大、少量新規化学物質の確認申請の簡素化、クレーン設置報告の一部廃止、玉掛技能講習の受講資格拡大等)(法令50-9/通信527/安衛広報673/衛生97-6)→1997.4.1施行
1997. 3. 25 【告示】平成9年労働省告示第19号「労働安全衛生法第57条の2第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する告示」
1997. 3. 25 【告示】平成9年労働省告示第20号「有機溶剤中毒予防規則第15条の2第2項ただし書の規定に基づき労働大臣が定める濃度を定める告示」(排気口から排出される有機溶剤の濃度)(法令50-9/通信527/安衛広報673/衛生97-6)→1997.4.1適用
1997. 3. 25 【告示】平成9年労働省告示第21号「有機溶剤中毒予防規則第16条の2の規定に基づき労働大臣が定める構造および性能を定める告示」(プッシュプル型換気装置の構造及び性能)(法令50-9/通信527/安衛広報673/衛生97-6)→1997.4.1適用
1997. 3. 25 【告示】平成9年労働省告示第22号「有機溶剤中毒予防規則第18条第3項の規定に基づき労働大臣が定める要件を定める告示」(プッシュプル型換気装置稼働に関する要件)(法令50-9/通信527/安衛広報673/衛生97-6)→1997.4.1適用
1997. 3. 25 【通達】平9.3.25基発第193号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」(法令50-13/通信528/安衛広報675/衛生97-7)
1997. 3. 25 【通達】平9.3.25基発第194号「平成9年労働省告示第20号(有機溶剤中毒予防規則第15条の2第2項ただし書の規定に基づき労働大臣が定める濃度を定める件)等の適用について」(通信528/安衛広報675/衛生97-7)
1997. 3. 25 【通達】平9.3.25基発第197号「建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドライン」(情報97-6/通信530/安衛広報675/衛生97-7)
1997. 3. 26 【省令】平成9年労働省令第14号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(消費税引上げに伴う請負金額の特例措置)(法令50-11)→1997.4.1施行
1997. 3. 26 【告示】平成9年労働省告示第26号「労働基準法施行規則第38条の7から第38条の9までの規定に基づき休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める告示」(1997.4.1~6.30の間における休業補償の額の算定に用いるスライド率)
1997. 3. 28 平成7年3月に策定された規制緩和推進計画の再改訂を閣議決定(通信527)
1997. 3. 28 【通達】平9.3.28基発第210号「1年単位の変形労働時間制を採用した場合における休日振替の取扱いについて」(法令50-11/速報169)
1997. 3. 31 【法律】平成9年法律第17号「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律」→1997.4.1施行(法令50-14)
1997. 3. 31 【省令】平成9年労働省令第20号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令」→1997.4.1施行
1997. 3. 31 【通達】平9.3.31発基第59号「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律について」(法令50-10/速報169)
1997. 3. 31 【通達】平9.3.31基発第213号「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正法の施行等について」(法令50-10/速報169)

1997. 3. 31 【通達】平9.3.31基発第214号「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」(情報97-6/法令50-11/通信529/衛生97-7)
1997. 3. 31 【通達】平9.3.31基発第215号「労働福祉事業としてのアフターケア実施要領及び炭鉱災害に係る一酸化炭素中毒症に係るアフターケア実施要領の一部改正について」(情報97-7)
1997. 3. 31 【通達】平9.3.31基発第228号「フレックスタイム制における時間外労働となる時間の計算方法の取扱いについて」(法令50-11)
1997. 3. 31 【先例】横須賀石綿じん肺訴訟和解(情報97-7)
1997. 4. 1 【通達】平9.4.1発基第64号・基発第259号「業界団体自主的安全衛生活動促進事業助成制度(の推進)について」(通信534/安衛広報680/通信540)
1997. 4. 1 【通達】平9.4.1基発第248号「鉱山保安法に基づく各種資格の取得者に対する特別教育の科目の省略について」(通信531)
1997. 4. 1 【通達】平9.4.1基発第249号「専門工事業安全管理活動等促進事業の実施について(一部改正)」(通信530)
1997. 4. 1 【通達】平9.4.1基発第250号「木造家屋等低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業の実施について(一部改正)」(通信531)
1997. 4. 1 【通達】平9.4.1基発第253号「交通労働災害防止対策推進事業の実施について」(通信530)
1997. 4. 1 【通達】平9.4.1基発第286号「快適職場形成融資要領の改正について」(通信532/衛生97-8)
1997. 4. 3 【告示】平成9年労働省告示第56号「酸素欠乏危険作業主任者技能講習規程の一部を改正する告示」(日本赤十字社が行う救急法に関する事項)
1997. 4. 【発表】建設業労働災害防止協会「木造家屋等低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業実施要領」(安衛広報680)
1997. 4.9-12 第70回日本産業衛生学会(富山)
1997. 4.25 【通達】平9.4.25基発第336号「陸上貨物運送事業における労働災害防止の徹底について」(情報97-10/通信530)
1997. 4.25 【判例】電気工の脳出血を業務上と認めた最高裁第3小法廷判決(情報97-7)
1997. 5. 2 【告示】平成9年労働省告示第60号「クレーン等安全規則第247条の規定に基づき、玉掛技能講習規程(昭和47年労働省告示第119号)の一部を改正する告示」(通信530)
1997. 5. 2 【通達】平9.5.2基発第356号「玉掛技能講習規程の一部を改正する告示の適用について」(通信532/法令50-15)
1997. 5. 7 【資料】行政改革会議に対する労働省説明資料・その1(情報97-11)
1997. 5. 8 【通達】平9.5.8基発第362号「化学工業における安全管理状況の総点検について」(通信530/法令5-14)
1997. 5.10-13 産業災害被災者の権利のためのアジア地域ワークショップ(タイ・バンコク、情報98-1-2)
1997. 5.15 【通達】平9.5.15安全課長事務連絡「光線式起動装置を取り付けたプレス機械の災害防止について」(情報97-8/通信531)
1997. 5.21 【資料】行政改革会議に対する労働省説明資料・その2(情報97-11)
1997. 5.27 「化学物質の有害性調査推進専門家会議」発足
1997. 5.30 【発表】環境庁はPRTR制度のパイロット事業を神奈川県と愛知県で今夏から開始すると発表
1997. 6. 2 【告示】平成9年労働省告示第67号「労働安全衛生法第57条の2第1項の規定に基づき労働大臣が定める基準を定める告示の一部を改正する告示」(変異原性試験の種類に関する事項の追加)
1997. 6. 2 【通達】平9.6.2基発第413号「有害性調査の基準の一部を改正する告示の施行について」(通信537)
1997. 6. 2 【通達】平9.6.2基発第416号の2「業界団体自主的安全衛生活動促進事業助成制度の助成対象業界団体の認定について」(通信540/法令50-33)
1997. 6.20 【通達】平9.6.20基発第454号「土石流等による労働災害防止対策の徹底について」(通信533)
1997. 6.25 【告示】平成9年労働省告示第73号「労働安全衛生法第57条の2第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する告示」
1997. 6.26 【告示】平成9年労働省告示第74号「労働基準法施行規則第38条の7から第38条の⑨までの規定に基づき休業補償の額の算定に用いる率を定める告示」(スライド率の改

- 定)
1997. 6.27 【発表】「平成9年版労働経済の分析(労働白書)」閣議提出
1997. 6.27 【報告】「民間非営利組織(NPO)の活動と労働行政に関する研究会調査研究報告書」(情報97-10/法令50-18)
1997. 7.1-7 平成9年度全国安全週間(第70回)
1997. 7. 2 【発表】労働省が中央労働基準審議会部会に「今後の労働時間法制及び労働契約等法制の在り方について(中間的取りまとめに向けての論議のために)」(労働基準法の改正に向けての試案)提出(法令50-19)
1997. 7. 2 【通達】平9.7.2基発第497号「労働災害防止特別安全衛生診断事業の実施について」(通信534/法令50-21/衛生97-9)
1997. 7.13-15 じん肺・石綿健康被害ホットライン(神奈川県、情報97-11)
1997. 7.24 【通達】平9.7.24基発第532号の3「変異原性の認められた化学物質の取扱いについて」
1997. 7.28 【告示】平成9年労働省告示第86号「労災保険法施行規則第9条第4項に基づき自動変更対象額を変更する告示」(最低保障額の改定)(情報97-10/法令50-20)
1997. 7.28 【告示】平成9年労働省告示第87号「労災保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる率を定める告示」(年金・一時金給付のスライド率の改定)(情報97-11/法令50-20)
1997. 7.28 【告示】平成9年労働省告示第88号「労災保険法第8条の2第2項第2号及び第2号の労働大臣が定める額に関する告示」(年齢階層別最低・最高限度額の改定)(情報97-10/法令50-20)
1997. 7.31 【通達】平9.7.31基発第542号「合板足場板の規格の一部を改正する告示の適用について」(通信538)
1997. 7. 【報告】労働省「96年(平成8年)労働環境調査結果(速報)」(法令50-21/衛生97-10)
1997. 8. 1 【通達】平9.8.1基発第546号「有機溶剤中毒予防規則に基づく局所排気装置特例稼働許可等について」(通信536/安衛広報684/法令50-24/衛生97-11)
1997. 8. 1 【通達】平9.8.1基発第547号「有機溶剤中毒予防規則第18条の2第1項第1号の確認者に係る労働省労働基準局長が定める講習について」(通信539/衛生97-11)
1997. 8. 1 【報告】「パートタイム労働に係る調査研究会報告」(法令50-21)
1997. 8. 6 【報告】中央労働基準審議会「今後の労働時間法制及び労働契約法制等の在り方に関する中間的とりまとめについて(報告)」(法令50-21)
1997. 8. 8 【通達】9.8.8厚生省発保第110号「健康保険法等の一部を改正する法律等の施行について(依命通知)」(法令50-22)
1997. 8.11 【告示】平成9年労働省告示第96号「労働時間短縮推進計画の一部を改正する告示」(法令50-21)
1997. 8.18 【告示】平成9年労働省告示第97号「労災保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める告示の一部を改正する告示」(介護補償給付、看護給付支給申請書、年金たる保険給付受給権者の定期報告書等様式の改定)
1997. 8.25 【通達】平9.8.25基発第595号「自動車運転の業務に従事する労働者に対する安全衛生教育について」(情報97-10/通信536/安衛広報686/法令50-24)
1997. 8.26 【通達】平9.8.26基発第596号「アフターケアの通院に要する費用の支給について」(情報97-11)
1997. 8.29 【発表】「平成10年度労働省重点施策」(通信536/法令50-23)
1997. 8.29 【発表】「第9次労働災害防止計画に基づく平成10年度の労働災害防止対策」
1997. 9. 3 【報告】「行政改革会議中間報告」(法令50-24)
1997. 9. 4 【通達】平9.9.4建設安全対策室長事務連絡「橋梁架設工事における橋桁落下災害の防止について」(法令50-29)
1997. 9. 5 【通達】平9.9.5基発第614号「基礎工用建設機械及び移動式クレーンに係る安全総点検の実施について」(通信537)
1997. 9. 9 【通達】平9.9.9基発第619号「小規模事業場産業保健活動支援促進事業の実施について」(安衛広報686/法令50-33)
1997. 9.17-19 平成9年度全国産業安全衛生大会(北海道)
1997. 9.25 【告示】平成9年労働省告示第106号「労働安全衛生法第57条の2第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する告示」
1997. 9.26 【判例】電通社員の自殺損害賠償訴訟の東京高裁判決

1997. 9. 29 【告示】平成9年労働省告示第107号「労災保険法第8条の2第1項第2号の労働大臣が定める告示の一部を改正する告示」(休業補償給付関係のスライド率の改定)
1997. 9. 30 【告示】平成9年労働省告示第115号「労働基準法施行規則第38条の7から第38条の9までの規定に基づき休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める告示」(スライド率の改定)
1997. 9. 30 【発表】労働基準局監督課「平成8年において労働基準監督署で取り扱った申告事件の概要」(情報97-11/法令50-26)
1997. 9. 30 【通達】平9.9.30基発第654号「アセチレン溶接装置の安全器及びガス集合溶接装置の安全器の規格の適用について」(通信542)
- 1997.10. 1 【政令】平成9年政令第307号「労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令」(玉掛業務関係)(法令50-26)
- 1997.10. 1 【省令】平成9年労働省令第32号「特定化学物質等障害予防規則等の一部を改正する省令」(計量単位の改正)(通信539)
- 1997.10. 1 【告示】平成9年労働省告示第117号「労働安全衛生法関係手数料の一部を改正する告示」(玉掛業務関係)(通信538/法令50-26)
- 1997.10. 1 【告示】平成9年労働省告示第120号「防じんマスクの規格の一部を改正する告示」(計量単位の改正)(通信538)
- 1997.10.1-3 職場の安全と健康ホットライン(全国13か所、情報97-12)
- 1997.10.9-10 全国安全センター第8回総会(水俣)
- 1997.10.12 なくせじん肺全国キャラバン 京都国際シンポジウム(京都、情報98-1・2)
- 1997.10.13-16 第9回国際職業性呼吸器疾患学術会議(京都、情報98-1・2)
- 1997.10.17 【先例】住友重機・大内石綿肺がん訴訟が和解(情報98-1・2)
- 1997.10.24 【判例】ジストニアを業務上の疾病であるとした京都地裁判決(情報98-1・2)
- 1997.10. 【報告】中央労働災害防止協会「健康診断の項目に関する検討会報告書」(情報98-5/安衛広報688/衛生98-3)
- 1997.11. 4 【通達】平9.11.4基発第695号・女発第36号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の一部施行(第2次施行分)について」(法令51-8)
- 1997.11.10 【報告】(社)日本化学工業協会「MSDSア
- ンケート調査(速報)」
- 1997.11.12 【省令】平成9年労働省令第34号「労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(労働者死傷病報告のOCIR化、選任報告の統合等)→1998.1.1施行(法令50-29)
- 1997.11.13 石綿対策全国連絡会議第11回総会(東京、情報98-1・2)
- 1997.11.23-24 多国籍企業のモニターに関するアジア国際シンポジウム(第2回)東アジア地域セミナー(東京、情報98-1・2)
- 1997.11. 【報告】(財)医療経済研究機構「職域における健康増進の経済効果に関する研究」報告書
- 1997.11. 【報告】レスポンシブル・ケア協議会「レスポンシブル・ケア'96年度実施報告書」
- 1997.11. 【報告】全国労働基準関係団体連合会「建設業附属寄宿舍の防災マニュアル」
- 1997.12. 3 【報告】「行政改革会議最終報告」(法令50-32)
- 1997.12. 4 【報告】中央労働基準審議会「今後の労働時間法制及び労働契約等法制の在り方について(報告)」(法令50-32)
- 1997.12.12 【建議】中央労働基準審議会「労働時間法制及び労働契約等法制の整備について(建議)」(法令50-33)
- 1997.12.15 【報告】「職場におけるセクシャル・ハラスメントに関する調査研究会報告」(法令51-1)
- 1997.12.15 【通達】平9.12.15基発第756号「車両系建設機械(基礎工事用)運転業務従事者安全衛生教育について」(通信546)
- 1997.12.17 【発表】総務庁行政監察局「危険物の保安に関する行政監察結果」
- 1997.12.19 【通達】平9.12.19基発第763号「移動式クレーンに係る製造検査の簡素化について」(通信549/法令51-9)
- 1997.12.22 【通達】平9.12.22基発第765号「自動化生産システムの非正常作業における安全対策のためのガイドラインの策定について」(通信544/安衛広報693/法令51-9)
- 1997.12.24 【告示】「動力プレスの定期自主検査指針公示第18号」
- 1997.12.24 【通達】平9.12.24基発第768号「動力プレスの定期自主検査指針の公表について」(通信545)
- 1997.12.24 【通達】平9.12.24基発第769号「小規模温

- 水ボイラーに対するボイラー構造規格の適用の特例について」(通信547/安衛広報693/法令51-6)
- 1997.12.24 【通達】平9.12.24基発第770号の3「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」(通信550)
- 1997.12.24 【報告】中央職業安定審議会民間労働力需給制度小委員会「労働者派遣制度の見直しの基本的方向について(報告)」(法令51-2)
- 1997.12.25 【通達】平9.12.25基発第780号「化学設備、特定化学設備等に係る開放せずに行う定期自主検査について」(通信546/安衛広報694/法令51-9)
- 1997.12.25 【通達】平9.12.25基発第774号「第2種圧力容器等に係る個別検定の簡素化について」(通信549/安衛広報693/法令51-6)
- 1997.12.25 【告示】平成9年労働省告示第132号「労働安全衛生法第57条の2第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する告示」
- 1997.12.26 【通達】平9.12.26厚生省発老第103号「介護保険法の施行について(依命通知)」(法令51-2)
- 1997.12.26 【告示】平成9年労働省告示第134号「労働基準法施行規則第38条の7から第38条の9までの規定に基づき休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める告示」(スライド率の改定)
- 1997.12. 【離職するじん肺有所見者のためのガイドブック～主としてじん肺管理区分2または3の決定を受けている方のために～】
1998. 1. 【発表】警察庁の集計で、平成9年の交通事故による死亡者数が9,640名、発生件数は5年連続で過去最悪を記録。
1998. 1. 26 【通達】平10.1.26基安発第1号「除雪作業における列車との接触災害の防止について」(通信545)
1998. 2. 16 【省令】平成10年労働省令第1号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(土石流による危険防止規定の追加)→1998.6.1施行(通信547)
1998. 2. 20 【建議】女性少年問題審議会「短時間労働者のあり方について(建議)」(法令51-7)
1998. 2. 16 【通達】平10.2.16基発第49号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」(通信548/法令51-6/法令51-7)
1998. 2. 17 【法案】「中央省庁倒壊各期本法案」国会提出
1998. 2. 19 【発表】「平成10年度労働基準行政運営方針」(通信546/安衛広報696/法令51-6/衛生98-4)
1998. 2. 25 【省令】平成10年労働省令第3号「クレーン等安全規則等の一部を改正する省令」(床上運転式クレーンに限定免許等)→1998.3.31施行(通信547)
1998. 2. 25 【告示】平成10年労働省告示第12号「クレーン運転実技教習等規程(昭和49年労働省告示第99号)の一部を改正する告示」(通信548)
1998. 2. 25 【告示】平成10年労働省告示第13号「製造時検査代行機関規則に基づく検査員等の資格等に関する規程(昭和47年労働省告示第134号)の一部を改正する告示」(通信548)
1998. 2. 25 【通達】平10.2.25基発第65号「クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行並びに揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習、移動式クレーン運転実技教習及びデリック運転実技教習規程の一部を改正する告示等の適用について」(通信548)
1998. 2. 27 【通達】平10.2.27建設安全対策室長事務連絡「鉄骨建方作業における倒壊災害の防止について」(法令51-9)
1998. 2. 27 【通達】平10.2.27基安発第6号「技能講習修了証明書統合発行システム(仮称)に係る周知徹底について」(法令51-9)
1998. 3. 12 【発表】不法就労外国人対策等関係局長連絡会議(労働省・法務省・警察庁)「不法就労等外国人対策について」
1998. 3. 2 【省令】平成10年労働省令第4号「労災保険法施行規則の一部を改正する省令」(葬祭料の定額部分等の改定)(情報98-5/法令51-11)
1998. 3. 2 【省令】平成10年労働省令第6号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(労災保険料率等の改定)(情報98-5/法令51-11)
1998. 3. 2 【告示】平成10年労働省告示第16号「労災保険率適用事業細目表の一部を改正する告示」(法令51-11)
1998. 3. 2 【通達】平10.3.2労働省発勞徴第13号・基発第73号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」(法令51-11)
1998. 3. 13 【告示】「第9次労働災害防止計画」閣議決

- 定(3.24官報に公示)(情報98-3)
1998. 3. 16 【通達】平10.3.16基安発第8号「列車との接触災害の防止の徹底について」(通信549)
1998. 3. 23 【通達】平10.3.23基発第120号「土石流による労働災害防止のためのガイドラインの策定について」(安衛広報698/法令51-12/通信551)
1998. 3. 23 【通達】平10.3.23基発第121号「労働者健康確保事業助成事業の推進について」(法令51-14/通信552)
1998. 3. 24 【通達】平10.3.24建設安全対策室長事務連絡「基礎工事中用建設機械及び移動式クレーンに係る安全総点検の結果について」(通信551)
1998. 3. 25 【省令】平成10年労働省令第10号「粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令」(プッシュプル型換気装置関係)(通信549)
1998. 3. 25 【告示】平成10年労働省告示第29号「粉じん障害防止規則第11条第1項第5号の規定に基づき労働大臣が定める要件を定める告示の一部を改正する告示」(通信550)
1998. 3. 25 【告示】平成10年労働省告示第30号「粉じん障害防止規則第11条第2項第4号の規定に基づき労働大臣が定める要件を定める告示」(通信550)
1998. 3. 25 【告示】平成10年労働省告示第31号「粉じん障害防止規則第12条第1項の規定に基づき労働大臣が定める要件を定める告示」(通信550)
1998. 3. 25 【告示】平成10年労働省告示第32号「粉じん障害防止規則第12条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき労働大臣が定める要件を定める告示」(通信550)
1998. 3. 25 【告示】平成10年労働省告示第33号「労働安全衛生法第57条の2第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する告示」
1998. 3. 25 【通達】平10.3.25基発第128号「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び関係告示の適用等について」(法令51-16/通信552)
1998. 3. 26 【省令】平成10年労働省令第13号「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令」(労基則、労災則の条文中の文言整理)
1998. 3. 26 【通達】平10.3.26基発第130号「制御機能付き光線式安全装置に対するプレス機械又はシャーの安全装置構造規格及び動力プレス機械構造規格の適用の特例について」(法令15-16)
1998. 3. 31 【発表】「規制緩和推進3か年計画」閣議決定(通信550)
1998. 3. 31 【通達】平10.3.31基発第142号「ボイラーの定期自主検査指針の公表について」(法令51-14/通信552)
1998. 3. 31 【通達】平10.3.31基発第143号「天井クレーンの定期自主検査指針(クレーン等安全規則第35条の自主検査に係るもの)の公表について」(法令51-13)
1998. 3. 31 【通達】平10.3.31基発第144号「エレベーターの定期自主検査指針(クレーン等安全規則第155条の自主検査に係るもの)の公表について」(法令51-15)



全国安全センターの活動報告と方針案

労働基準法が施行されてから昨(1997)年9月1日で50周年。ようやく週40時間労働制が実施されましたが、一方では、裁量労働制の拡大、変形労働時間制の要件や契約期間の上限の緩和等の労働基準法改悪がもくろまれているという現状です。「超高齢・少子化社会」、「グローバル化」、「大競争時代」のもとでは「市場原理と自己責任の原則」の確立が必要と強調されています。労働分野も含め様々な分野において、「規制緩和」といえば何でもまかり通るかのような昨今の風潮だからこそ、これからの労働者の権利、労働条件改善のあり方が真剣に模索されなければならないのではないのでしょうか。

私たちが、働く者の安全と健康の立場から、職場・地域に密着した地域安全センターの全国ネットワークだからこそできる取り組みを強化していきたいと考えています。

1997年度は、久しぶりに全国一斉相談を10月1-3日「職場の安全と健康ホットライン」として、全国13か所で開設しました。また、第8回総会で新たに井上浩氏を議長にお迎えして最初の取り組みとして、懸案の(方針)に掲げながら実現できてこなかった独自の本格的な労働省交渉を、12月17日と3月20日の2回、計約6時間にわたって実施しました。労働省は、今年3月に新たな5か年計画「第9次労働災害防止計画」を策定しましたが、12月17日の事前折衝ではこの計画案についても一定の提案を行なっています(1998年3月号参照)。

各地域センターにおける日常的な相談活動に加えて、毎年全国一斉相談を実施して、一層の実態の掘り起こしと世論の喚起を図りながら、毎年2月頃に策定される翌年度の「労働基準行政運営

方針」に反映させていくことも念頭において、労働省交渉を継続していきます。また、労働省だけに限らず、関係する機関・団体に対して積極的な働きかけを行なっていきたいと考えています。

なお、今年5月には、東京労働安全衛生センター(仮称)等と共同の新事務所に移転しました。

1. 労働安全衛生法制の抜本的改正

「危険または有害な因子の排除を中心とした、これまでの安全衛生対策」から、これからの「より積極的な労働安全衛生対策」の2本柱として、労働安全衛生法の改正により、「健康の保持増進」(1988年)および「快適な職場環境の形成促進」(1992年)が事業主の義務として明示されてきました。続いて、「これからの産業保健(サービス)のあり方」という課題を掲げた1996年の労働安全衛生法改正は、産業医と健康診断に関する一部事項にとどまってしまう。焦点とされた、産業医の選任および衛生委員会の設置を義務づける対象の拡大(当面30人以上規模にまで)については先送りとされてしまっていますが、早急な実現が求められます。

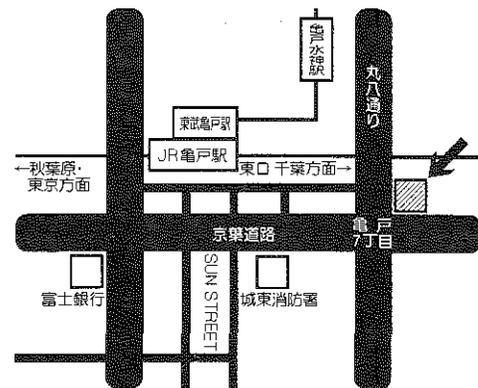
最近関心を呼んでいる化学物質管理をめぐる国際的動向、労働安全衛生管理システム(OHS-MS)の(国際)規格化等々からも、労働安全衛生法制の抜本的改正を必要とする課題が浮き彫りになってきています。すなわち、①事業主の包括的責任の明確化、②労働者・住民の権利の確立、③有効な労働安全衛生サービスの提供、についてです。参考になるEC(欧州共同体)のフレームワーク指令(89/391/EEC)や諸外国における労働安全衛生法制の改正事例も積み重ねられているも

全国安全センター新事務所

5月21日から全国安全センターの事務所が下記のとおり移転しました。

(新所在地) 〒136-0071
東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881
(旧所在地) 〒108-0073
東京都港区三田3-1-3 MKビル3階
TEL(03)5232-0182/FAX(03)5232-0183

*銀行口座等に変更ありません。



の、労働省との事前折衝では情報も問題意識も持っていないという印象でした。

①に関しては、環境管理システムの国際規格(ISO14000)等の経験(企業トップによる方針の策定・公表、計画—実施—評価—改善のプロセスの確立と「継続的改善」の実現等)の蓄積も検討材料となるほか、「職場のリスクアセスメント」に関する議論も(化学物質管理の問題に限定せずに)開始する必要があると感じています。②に関しては、MSDSやPRTRなどの化学物質管理制度や情報公開法制定をめぐる動向からも、「労働者・住民の知る権利」が具体的に課題になってきています。③に関しては、1996年の労働安全衛生法改正による「産業医の資格要件の導入」が今年10月1日から適用され、また、予想される来年1月1日から検診項目の改正(労働安全衛生規則の改正)等を契機として、担い手としての産業医、内容としての健康診断に限定せずに、有効な労働安全衛生サービスはどうあるべきかについて議論されることが期待されます。

2. 個々の具体的課題

労働省交渉では、「労災隠し」の実態をどう把握・認識しているのか、また、事業主の届け出た労働者死傷病報告に基づく統計と労災保険の認定件数による統計という2種類の統計数値の「食い違い」について話題になりましたが、議論は噛み合っていません。行政の認識と私たちが日頃の相談活動等を通じて感じている「常識」との乖離を痛感せざるを得ず、まずはこの解消に努めることが重要です。

そのうえで、「労災隠し」の防止、「労災保険行政と労働基準監督行政・労働安全衛生行政の緊密かつ有機的な連携」の具体策について、私たちの側からも積極的に提起していく必要があるでしょう。

労働省交渉では、「行政手続・情報公開」についてもかなりの時間を割きました。具体的成果のひとつとして、行政手続法に基づく行政処分の審査基準、標準処理期間等を一覧表にしたものの最新

版(労災関係)を入手しています(27頁参照)。「行政情報公開基準」の運用や「部内限通達」等に関しては、引き続き行政運用の公正と透明性を確保するよう働きかけ、また、「情報公開法」の制定・運用についてもフォローしていく必要があります。

その他の個々の具体的課題については、特徴的なものについてのみ概述します。

フランスが昨(1997)年からアスベストを禁止したのに続き、ベルギーも今年禁止に踏み切ったと伝えられています。EU15か国の中ですでに9か国がアスベストを禁止したことになり、イギリスやEUレベルで労働組合をあげて禁止実現をめざす取り組みが展開されています。工業国では日本のみが使用量が突出(1997年輸入量176,021トン)した状況が一層きわだっています。最新の情報を逐次「安全センター情報」等でお伝えするとともに、今秋にイギリスから代表を招聘することを計画している石綿対策全国連絡会議等とともに、日本における禁止実現に向けた取り組み、また、被害実態の掘り起こしに一層努めます。

シリカ(珪酸)粉じんおよびけい肺の発がん性を確定したIARC(国際がん研究機関)の決定を「安全センター情報」1997年8月号等でいち早く紹介しました(1997年8月号)。シリカ粉じんに曝露した労働者の退職後の健康管理のために健康管理手帳の交付対象とするなど特化則・労働安全衛生法関係の対応、職業病リストに追加するなど労働基準法・労災保険法関係の対応および係争中のじん肺合併肺がんの裁判事案の解決を速やかに実現するよう働きかけを強めていきます。

じん肺診査ハンドブック、標準エックス線写真の改訂および合併症の取り扱いの見直しなど、じん肺をめぐる見直し作業に関しては、昨年5月1日付け「じん肺プロジェクト」名でじん肺審議会宛てに要望書を提出しましたが、引き続きその動向をフォローしていきます。

振動障害の長期療養被災者に対する労災打ち切り問題に関しては、1996年1月の「適正給付管理」通達見直しの実施状況に関してフォローしてきました。不当な打ち切りを許さず、「新治療指針」の抜本的改正をめざして、各地で、また労働省

に対しても働きかけていきます。

労災保険における鍼灸治療の制限問題に関しては、1996年3月に14年ぶりに一律期間制限を撤廃させ、同年11月には時効問題(後続請求の取り扱い)を改善させるという成果をあげましたが、それらによっても権利を回復されていない過去分の請求が取り組まれてきました。判断を労働省にりん伺されたまま約1年経過しましたが、再度行政訴訟を提起する必要があるようです。

労働省は、非災害性の脳・心臓疾患の労災認定基準を2度にわたり改正しましたが、その結果認定件数は増加したとはいうものの、「現実の判断の基準」はかえってみえなくなっているという実態があります。昨年2月には、上肢作業に基づく疾病の認定基準が22年ぶりに改正され、また、精神障害・自殺の労災認定に関して「判断のよりどころとなるものの策定」の検討に着手したとしています。新基準の運用や検討作業をフォローするとともに、認定基準を公正かつ明解なものとしていくよう働きかけていきます。

3. 調査研究・トレーニング等

現在継続的に設置しているプロジェクトは、じん肺プロジェクトと振動病プロジェクトのふたつです(いずれも労働者住民医療機関連絡会議との共同プロジェクト)。じん肺プロジェクトについては、前述のじん肺審議会への要望書提出のほか、今年3月に大阪で、①アスベストをめぐる内外の状況、②シリカ粉じん・けい肺の発がん性問題、③じん肺診査ハンドブック等の見直し問題をテーマに第9回プロジェクトを開催しました。振動病プロジェクトも、今年3月に東京で第8回プロジェクトを開催し、前述の「適正給付管理」通達見直しの実施状況について各地の動向を報告・検討等を行っています。

また、上肢作業に基づく疾病の認定基準が22年ぶりに改正されたのを受けて、労住医連と協力して、過去の認定事例の収集・整理を進めています。

昨年10月には、熊本労働安全衛生学校が九州

の4団体と全国安全センターの共催で開催されたほか、各地域センター等による職場・地域レベルでの「参加型トレーニング」も引き続き実施されています。

一昨年尼崎労働者安全衛生センターが「うちの職場の改善事例」をまとめましたが、東京東部労災職業病センターでは昨年「職場改善賞」を設け(総会時に表彰)、自治体労働安全衛生研究会は会報の別冊シリーズで「職場改善事例」を紹介、関西労働者安全センターも機関紙に「職場改善しようかい」コーナーを設けるようになりました。全国安全センターに続いてインターネット上にホームページを開設した東京東部労災職業病センター(<http://www.jca.ax.apc.org/etoshc/>)、自治体労働安全衛生研究会(<http://www.ubcnet.or.jp/sh-net/>)では、ホームページ上でもそれらの事例の紹介も行なっています。

4. 機関誌等による情報の発信

1997年度の「安全センター情報」の特集記事は下記のとおりです。

- 4月号 改正健康保持増進指針
- 5月号 じん肺をめぐる課題
- 6月号 化学物質管理の新たな動向
- 7月号 ①石綿じん肺訴訟
②過労死審査会裁決
- 8月号 ダイオキシシンとホルモン様物質
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況
- 10月号 人間工学からみた交通事故対策
- 11月号 労基法施行50周年と労働行政
- 12月号 職場のストレス対策
- 1・2月号 アジア・ヨーロッパ情報
- 3月号 第9次労働災害防止計画

今年度は、増刷や定期購読者以外からの注文、記事の転載の要望等が例年よりも多かったように思えます。また、5月に号外として「韓国のじん肺関係法令」(62頁 頒価2,000円)も発行しました。

なお、「心とからだに優しいパソコン活用ガイド—チェックポイント35」、「快適職場ハンド

ブック、「労災事故発生、あなたはどうする」(いずれも仮称)の発行は遅れましたが、今年度中に発行する計画です。また、今年4月には、じん肺・アスベスト被災者救済基金(横須賀)が「アスベスト読本—造船の町からの警鐘」を発行するのに協力しています。

昨年7月から、A4裏表の軽装にした英文ニューズレター「JOSHRC Newsletter」を隔月刊で再刊しはじめました。現在、100か国以上、約800団体・個人に発送しています。同時にE-mailアドレスの整理も進めながら約100件くらいE-mailによる発信も開始したところです(重複あり、今後、発送・配信先を整理して一定絞っていくつもりです)。

その効果もあって、世界各地から届けられる出版物やE-mail等による情報が激増しつつあり、内容をチェックして、重要なものは翻訳していくなどの体制を確立していく必要があります。なお、全国安全センターのホームページ(<http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/>)へのアクセス件数は、検索サーバーへの登録等の宣伝をしないまま、1997年度中に1,500件を超えましたが、海外からのアクセスも多いと思われます。

5. 組織・財政の整備・確立

今年度も引き続き、事務局会議をほぼ2週間に一度のペースで開催して事務局長1人専従体制を補いながら、全国安全センターの日常活動を行って来ています(事務局会議は、事務局長およ

び東京東部労災職業病センター、神奈川労災職業病センター、関西労働者安全センターのスタッフ等で構成しています)。

東京東部、三多摩の労災職業病センターを中心に今年7月に東京労働安全衛生センター(仮称)を設立し、新事務所を構えることを契機に、今年5月に同事務所に移転することになりました。会議室、相談室、倉庫等を含めてより広いスペースが確保されるとともに、日常的にもサポート体制が強化されました。

(新所在地) 〒136-0071

東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881
(旧所在地) 〒108-0073

東京都港区三田3-1-3 MKビル3階
TEL(03)5232-0182/FAX(03)5232-0183
*銀行口座等は変更ありません。

全国安全センターの財政状況については、1995年度決算で生じた大幅な赤字状態を1996年度に緊急特別カンパと会費の増額・会員の拡大をお願いして赤字を解消することができました。1997年度は別掲収支決算案のように、支出を極力抑えて、カンパを要請せずに、収支トントンという状況でした。

なお、新規賛助・購読会員は、39人・団体です。賛助・購読会員の拡大も積極的に行ないながら、出版活動等によるもうひとつの財政基盤を確立して、財政の健全化を実現していきたいと考えておりますので、御協力をよろしく願



◎賛助会員・定期購読のお願い

全国安全センターの活動に御賛同いただき、ぜひ賛助会員として入会して下さい。賛助会費は、個人・団体を問わず、年会費で、10万円以上です。「安全センター情報」の購読のみしたいという方には購読会員制度を用意しました。こちらも年会費で、1部の場合は賛助会費と同じ年10万円です(総会での決議権はありません)。賛助会員には、毎月「安全センター情報」をお届けするほか(購読料は賛助会費に含まれます)、各種出版物・資料等の無料または割引提供や労働安全衛生学校などの諸活動にも参加できます。

- 東京労働金庫田町支店(普)7535803)
 - 郵便振替口座「00150-9-545940」
- 名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881



1997年度収支決算案

1997年4月1日から1998年3月31日

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	2,025,000	1,730,000	295,000	1,800,000	225,000
賛助会費	4,606,300	5,391,382	▲785,082	5,500,000	▲893,700
購読会費	1,024,400	653,000	371,400	1,000,000	24,400
寄付金収入	425,000	2,376,500	▲1,951,500	200,000	225,000
安全学校	0	681,078	▲681,078	1,000,000	▲1,000,000
資料頒布費	374,052	1,032,808	▲658,756	1,500,000	▲1,125,948
雑収入	912,223	801,000	111,223	500,000	412,223
前期繰越金	414,705	▲2,341,998	2,756,703	414,705	0
合計	9,781,680	10,323,770	▲542,090	11,914,705	▲2,133,025

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	3,789,972	3,736,804	53,168	4,200,000	▲410,028
活動費	634,294	750,643	▲116,349	1,000,000	▲365,706
安全学校費	30,315	681,078	▲650,763	1,000,000	▲969,685
印刷費	2,241,720	2,099,435	142,285	2,500,000	▲258,280
通信運搬費	1,413,427	917,027	496,400	1,000,000	413,427
什器備品費	192,697	10,000	182,697	200,000	▲7,303
図書資料費	155,983	409,666	▲253,683	300,000	▲144,017
消耗品費	273,500	201,301	72,199	200,000	73,500
会議費	760,895	260,000	500,895	200,000	560,895
頒布資料費	0	567,815	▲567,815	1,000,000	▲1,000,000
雑費	92,085	275,296	▲183,211	200,000	▲107,915
予備費	0	0	0	114,705	▲114,705
小計	9,584,888	9,909,065	▲324,177	11,914,705	▲2,329,817
次期繰越金	196,792	414,705	▲217,913		
合計	9,781,680	10,323,770	▲542,090		

貸借対照表(1998年3月31日現在)

1) 資産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
現金	971	263,720
預金		
普通預金(東京労働金庫)	95,550	123,031
普通預金(富士銀行)	24,413	10,000
郵便振替	75,858	17,954
資産合計	196,792	414,705

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
借入金	0	0
未払金	0	0
負債合計	0	0
次期繰越金	196,792	414,705
正味財産合計	196,792	414,705
負債及び正味財産合計	196,792	414,705

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病)センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労災認定・補償問題等々での相談、③「労働安全衛生学校」の開催や講師の派遣など学習会・トレーニングへの協力、④働く者の立場で調査・研究・政策提言、⑤世界の労働安全衛生団体との交流などさまざまな取り組みを行っています。

「安全センター情報」は、運動・行政・研究等各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各国の状況など、他では得られない情報を掲載しています。

- 購読会費:1部年額10,000円(複数割引あり)
- 見本誌を請求してください。

安全センター情報

1998年度収支予算案

1998年4月1日から1999年3月31日

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	1,800,000	2,025,000	▲225,000	1,800,000	0
賛助会費	5,500,000	4,606,300	893,700	5,500,000	0
購読会費	1,000,000	1,024,400	▲24,400	1,000,000	0
寄付金収入	200,000	425,000	▲225,000	200,000	0
安全学校	0	0	0	1,000,000	▲1,000,000
資料頒布費	2,000,000	374,052	1,625,948	1,500,000	500,000
雑収入	500,000	912,223	▲412,223	500,000	0
前期繰越金	196,792	414,705	▲217,913	414,705	▲217,913
合計	11,196,792	9,781,680	1,415,112	11,914,705	▲717,913

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	4,200,000	3,789,972	410,028	4,200,000	0
活動費	1,000,000	634,394	365,606	1,000,000	0
安全学校費	0	30,315	▲30,315	1,000,000	▲1,000,000
印刷費	2,500,000	2,241,720	258,280	2,500,000	0
通信運搬費	1,500,000	1,413,427	86,573	1,000,000	500,000
什器備品費	200,000	192,697	7,303	200,000	0
図書資料費	200,000	155,913	44,087	300,000	▲100,000
消耗品費	200,000	273,463	▲73,463	200,000	0
会議費	200,000	760,895	▲560,895	200,000	0
頒布資料費	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0
雑費	100,000	92,085	7,915	200,000	▲100,000
予備費	96,792	0	96,792	114,705	▲17,913
合計	11,196,792	9,584,881	1,611,911	11,914,705	▲717,913

1998年度役員体制案

議長	井上 浩	(元労働基準監督官、自治体労働安全衛生研究会副会長)
副議長	天明 佳臣	(労働者住民医療機関連絡会議議長、医師)
	平岡 明丸	(社団法人大分県勤労者安全衛生センター事務局長)
	浜田 嘉彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
運営委員	西 畠 正	(三多摩労災職業病センター事務局長、弁護士)
	西田 隆重	(社団法人神奈川県労働安全衛生センター専務理事)
	白石 昭夫	(愛媛県労働災害職業病対策会議事務局長)
	原 知之	(自治体労働安全衛生研究会事務局次長)
	飯田 浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
事務局長	古谷 杉郎	(専従)
事務局次長	西野 方庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯田 勝泰	(東京東部労災職業病センター事務局長)
会計監査	平野 敏夫	(東京東部労災職業病センター代表、医師)
	小澤 公義	(三多摩労災職業病センター事務局)
特別顧問	五島 正規	(衆議院議員)
顧問	鈴木 武夫	(元国立公衆衛生院院長)
	原田 正純	(熊本大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)

全国安全センター新事務所

5月21日から全国安全センターの事務所が下記のとおり移転しました。

(新所在地) 〒136-0071

東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

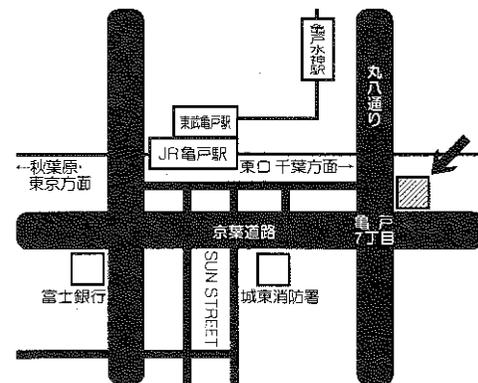
TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881

(旧所在地) 〒108-0073

東京都港区三田3-1-3 MKビル3階

TEL(03)5232-0182/FAX(03)5232-0183

*銀行口座等に変更ありません。



安全センター情報目次

1997年度

■1990年度特集目次

- 6・7月号 ①全国安全センター結成総会/②脳・心臓疾患の労災認定問題
- 8月号 ①精神障害・自殺の労災認定/②振動病をめぐる状況
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 ①なくせじん肺全国キャラバン/②アスベスト規制法制定めざし600人が集会とデモ/③外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談/将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 ①全国安全センター第2回総会/②改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 ①腰痛予防ベルト/②虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書92年版
- 6月号 労災補償制度の改革 2
- 7月号 アスベスト110番・規制法
- 8月号 追悼・佐野辰雄先生

9月号 快適職場形成促進事業

- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 総特集/職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷
- 3月号 エイズを知る

■1993年度特集目次

- 4月号 産業医のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労災災害 93
- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
- 付録 全国安全センター第4回総会議案
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 ①原発労災/②騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 ①職場改善の国際経験/②企業のアルコール・ドラッグ対策

■1994年度特集目次

- 1月号 第1回日韓共同セミナー
- 2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号 ①農業労働災害/②アスベスト
- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 週40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案

■1995年度特集目次

- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか ①PL法
- 11月号 職場が変わるか ②ISO9000
- 12月号 職場が変わるか ③環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号 災害補償の官民格差
- 3月号 阪神大震災

■1995年度特集目次

- 3月号 阪神大震災

安全センター情報目次

4月号 脳・心臓疾患認定基準
5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
6月号 アスベストをめぐる国際状況
7月号 産業保健のあり方
7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案
8月増刊号 韓国の過労死
8・9月号 総特集/第2回日韓共同セミナー
10月号 行政手続法と労働基準行政
11月号 改正労災保険法
12月号 頸肩腕症候群予防対策
1・2月号 アジアの産業災害
3月号 小規模事業場の産業保健
■ 1996年度特集目次
4月号 国際規格化と労働安全衛生
5月号 介護補償給付の創設
6月号 行政機関との交渉報告
7月号 指曲がり症の不服審査
8月号 「労働者」の判断基準
9月号 全国安全センター第7回総会議案
10月号 外国人労災損害賠償裁判判決
11月号 改正労働安全衛生法
12月号 国際規格化と労働安全衛生 2
1・2月号 ①VDT労働ホットライン/②電磁波
増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック
3月号 ①時効問題/②上肢障害認定基準の改正
■ 1997年度特集
4月号 改正健康保持増進指針
5月号 じん肺をめぐる課題
6月号 化学物質管理の新たな動向
7月号 ①石綿じん肺訴訟/②過労死審査会裁決
8月号 ダイオキシシンとホルモン様物質
9月号 労基法施行50周年と労働行政
10月号 労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997
11月号 人間工学からみた交通事故対策
12月号 職場のストレス対策
1・2月号 アジア・ヨーロッパ情報
3月号 第9次労働災害防止計画

1997年 4月号 (通巻230号)
1997年3月15日発行 42頁 800円

全国安全センターのホームページ開設 2
WORLD WIDE WEB上の安全衛生情報 2
■ 特集/改正健康保持増進指針
快適職場指針とセットで活用を
全国安全センター事務局 4
事業場における労働者の

健康保持増進のための指針 9
①改正健康保持増進指針施行通達
(平成9年2月3日付け基発第66号) 15
②健康保持増進サービス機関認定基準
(平成9年2月3日付け基発第67号) 17
③スタッフ養成専門研修細部通達
(平成9年2月3日付け基発第68号) 15
快適職場環境評価システムの「評価」 19
シルバー人材センター労災、再び審査会で逆転認定
関西労働者安全センター事務局長・西野方庸 23
審査会裁決書の結論部分(抜粋) 25
連載41 井上浩「監督官労災日記」 28
外国人労働者の労災裁判で初の最高裁判決
就労可能期間の認定は具体的事情に応じて 32
最高裁判決全文 34
【各地の便り/世界から】
パソコンによる翻訳作業で
東京●腱鞘炎を業務上認定 37
間違った調査をやり直し
近畿●労基署段階で不支給処分撤回 37
じん肺判定基準の改訂作業
労働省●健康管理のガイドブックも作成 38
1か月前の業務過重を評価
神奈川●新認定基準後県内初の認定 39
多国籍企業監視のネットワークを
東京●第1回アジア国際シンポジウム 40
児童労働と労働災害
●Workers' Health International Newsletter 42

1997年 5月号 (通巻231号)
1997年4月15日発行 52頁 800円

■ 特集/じん肺をめぐる課題
終わっていない出稼ぎじん肺、
重要な送り出し元での対応
全国安全センター副議長・天明佳臣 2
秋田県の出稼ぎとじん肺
秋田県出稼組合連合会副会長・栗林次美 9
じん肺診査ハンドブック等の改訂の動向に注目を
産業衛生学会研究会でも問題提起 13
じん肺審議会に対する「じん肺診査ハンドブック等」
改訂に関する要望
労住医連じん肺プロジェクト 14
じん肺に関するアンケート調査結果 16
じん肺有所見者に対する健康管理教育のための
ガイドライン(平9.2.3基発第70号) 20
■ 日韓じん肺懇談会

安全センター情報目次

医師・研究者、労働組合、被災者団体等が
一堂に会して研究会 23
鉱山から製造業へ広がるじん肺
【韓国】中央大学校医科大学 チャン・イモン 24
炭鉱じん肺被災者への支援活動
【韓国】テベク鉱山職業病管理センター
事務局長 ウォン・ウンホ 25
韓国の石炭鉱業から発生するじん肺症の実態、
発生に關与する要因および発生率
【韓国】東國大学医学部予防医学科教授
チェ・ピョンスン 27
労働組合からみたじん肺症などの職業病の
実態と対策
【韓国】大宇造船労働組合産業安全部長
キム・ジョンゴン 29
じん肺関係法令の日韓比較
補償は産災保険法で一元的、予防・健康管理は
鉱業とその他で二元化 33
連載42 井上浩「監督官労災日記」 43
【各地の便り/世界から】
介護補償給付を引き上げ
労働省●メリット制の特例等も施行 47
パソコン作業で腱鞘炎
東京●同じ職場で2人目の労災申請 47
「指曲がり症」第2次請求
兵庫●自治労本部が決起集会 48
まだまだ悪質・不当な対応
近畿●外国人労働者の相談事例 49
月例会で「みんなで職場訪問」
千葉●化粧品製造工場を見学 50
ポパールに関する国際医学委員会の報告
インド●悲劇的なモデル 51

1997年号外
1997年5月1日発行 62頁 2,000円

■ 韓国のじん肺関係法令
じん肺関係法令の日韓比較 2
産業災害補償保険法施行規則
第3章 保険給付 第5編 じん肺症 14
じん肺の予防及びじん肺勤労者の
保護等に関する法律 17
じん肺の予防及びじん肺勤労者の
保護等に関する法律施行令 17
じん肺の予防及びじん肺勤労者の
保護等に関する法律施行規則 17
産業保健基準に関する規則

第2編 粉じんによる健康障害予防 51
産業安全保健法施行規則
第5編 勤労者の保健管理 56

1997年 6月号 (通巻232号)
1997年5月15日発行 46頁 800円

■ 特集/化学物質管理の新たな動向
職場の化学物質管理の最近の新たな動向
国際的な取り組みの進展と日本での対応 2
アジェンダ21以降の国際的動向 2
未確認の有害性調査の必要性 4
有害性情報の提供—MSDS 7
化学業界のレスポンスフルケア 9
排出・移動情報の把握—PRTR 11
職場のリスク・アセスメント 13
がん原性が確認された物質に健康障害防止指針
パラ-ジクロロベンゼンなど4物質を追加
(平成9年2月6日付け基発第80号) 15
建設業における有機溶剤中毒予防のための
ガイドライン
(平成9年3月25日付け基発第197号) 17
MSDSの記載内容および活用状況の調査
国際基準に基づく化学物質危険有害性表示
制度の研究報告(平成7年度 その2)
平成8年3月 中災防衛生管理部 18
連載43 井上浩「監督官労災日記」 33
【各地の便り/世界から】
第6回ヨーロッパ労災職業病会議 in オランダ 38
障害「系列」の見直しを指示
労働省●脊髄損傷等の介護補償認定 41
重油回収作業中の死亡災害
福井●漁協組合員、教師の認定事例 42
専属産業医の兼任の要件
労働省●一体とした産業保健活動が必要 43
「指曲がり症」第2次認定
奈良●橿原市の給食調理員5名に 44
化学工場の爆発火災事故
台湾●労働者の知る権利確立を 45

1997年 7月号 (通巻233号)
1997年6月15日発行 42頁 800円

■ 特集①/横須賀石綿じん肺訴訟
原告以外の被害者にも補償、
横須賀石綿じん肺訴訟が和解
支援する会事務局・安元宗弘 2

横須賀石綿じん肺訴訟原告団・弁護団・
全造船住友追浜浦賀分会の「声明」……………5
全国じん肺原告団・弁護団連絡会議の「声明」……………9

■特集②/労働保険審査会の脳・心臓疾患業務上認定事例
帰宅中に発症した警備員の心筋梗塞による死亡
(1997年4月28日)……………9
①家具展示即売会に応援参加中の工場長の
心筋梗塞による死亡(1989年2月8日)……………13
②会社に戻る途中の交通事故による事務員の
脳出血(1991年8月20日)……………14
③業務中に発症した工場長のくも膜下出血に
よる死亡(1992年10月8日)……………16
④墜落事故によって発症したとする大工の
慢性硬膜下血腫(1994年5月9日)……………17
⑤出勤途上の銀行員の急性心不全による
死亡(1995年6月27日)……………19
⑥工場現場監督の事務室内で発症したくも
膜下出血による死亡(1995年10月3日)……………20
⑦水道工事会社部長の駅ビル内で発症したくも
膜下出血による死亡(1995年11月13日)……………22
⑧ホテル料理長の自宅で発症した脳出血による
死亡(1996年4月5日)……………25
連載44 井上浩「監督官労災日記」……………27
アフターケア対象疾病を拡大
脳・心臓疾患、サリン中毒など7疾病……………31
平成9年3月31日付け基発第215号
「アフターケア実施要領の一部改正」……………32

【各地の便り/世界から】
広がるアスベスト問題
広島●昨年度の主な取り組みから……………37
最高裁が過労死逆転認定
秋田●高裁に差し戻さず自判……………37
アジアに広がる参加型活動
東京●定例会で中小企業の改善学ぶ……………39
被災者対策全国連が解散
岡山●16年間の歩み出版を予定……………40
化学物質過敏症を労災認定
●Workers' Health International Newsletter……………41

1997年 8月号 (通巻234号)
1997年8月15日発行 48頁 800円

■特集/ダイオキシンとホルモン様物質
第6回田尻賞表彰式での記念講演
循環資源研究所所長・村田徳治……………2
じん肺合併肺がん問題

国際がん研究機関がシリカの発がん性認定
合併肺がんの労災認定基準見直しは急務
関西労働者安全センター・片岡明彦、岩田賢司……………14
イギリスではけい肺合併肺がんは業務上……………24
連載45 井上浩「監督官労災日記」……………28
ラテンアメリカ訪問記
ペルー入管問題調査とブラジル安全センター訪問
関西労働者安全センター・田島陽子……………32

【各地の便り/世界から】
診断書料分のみ逆転支給
愛知●時効問題で審査会が再び裁決……………42
病院をたらいまわし
千葉●外国人労働者の労災隠し……………43
連合が安全衛生対策会議
兵庫●職場を越えた取り組みに期待……………43
光線式起動装置付きプレス
労働省●労働災害防止で緊急通知……………44
スペインの労働危険防止法
●Workers' Health International Newsletter……………45
英文NEWSLETTERを再刊
日本●ホームページ、Eメールと併用……………46
JOSHRC NEWSLETTER No.10 (July, 1997)……………47

1997年 9月号 (通巻235号)
1997年8月15日発行 52頁 800円

■特集/労働安全衛生をめぐる状況
労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997

- 1 労働災害の発生状況……………2
- 2 職業病の発生状況……………3
- 3 労働災害防止対策……………5
- 4 化学物質対策……………6
- 5 労働安全衛生法の改正……………8
- 6 その他の健康確保対策……………9
- 7 快適職場形成・健康の保持増進……………10
- 8 安全衛生の規制緩和……………11
- 9 労災補償対策……………12

統計資料
基本統計……………14
労災審査・再審査関係資料……………19
外国人労働者の労働災害……………24
労働安全衛生関係日誌……………27

■全国安全センター第8回総会議案
第1号議案 活動報告と方針案……………36
第2号議案 1996年度収支決算案……………41
第3号議案 1997年度収支予算案……………43
第4号議案 1997年度役員体制案……………50

全国安全センター規約・規定……………50

1997年 10月号 (通巻236号)
1997年9月15日発行 52頁 800円

■特集/人間工学からみた交通事故対策
人間工学からみた交通事故対策
神奈川大学工学部経営工学科人間工学助教授
堀野定雄……………2
堀野定雄氏の講演レジュメ……………11
安全運転チェックポイント……………16
資料/交通労働災害防止関係労働省通達
交通労働災害防止のためのガイドライン
(1994.2.18)……………40
交通労働災害防止対策推進事業(1996.5.10)……………43
平成7年度交通労働災害調査結果(1996.9.18)……………44
交通労働災害防止担当管理者教育実施要領
(1996.12.24)……………47
陸上貨物運送事業における労働災害防止の徹底
(1997.4.25)……………49
自動車運転の業務に従事する労働者に対する
安全衛生教育実施要領(1997.8.25)……………50
NPOの活動と労働行政……………18
連載46 井上浩「監督官労災日記」……………22
フィリピンの安全センター IOHSAD
神奈川労災職業病センター・池田理恵……………26

【各地の便り/世界から】
民間中小職場での職場改善を支援
東京●「第1回職場改善賞」を2団体に……………29
最低保障額が4,290円に
労働省●スライド率等も改正……………33
意見書待たずに棄却決定
神奈川●約束無視した審査官……………34
機種等によってばらつき
大阪●VDTディスプレイの磁場測定……………35
建設労働者の死因調査
東京●石綿の影響を含め調査を継続……………36
外国人労働者の職業病2例
滋賀・大阪●むずかしい職場復帰……………37
テレワークと労働安全衛生
●Workers' Health International Newsletter……………39
JOSHRC NEWSLETTER No.11 (Sep, 1997)……………51

1997年 11月号 (通巻237号)
1997年10月15日発行 46頁 800円

■特集/労基法施行50周年と労働行政

施行50周年迎えた労基法とこれからの労働行政
【覆面座談会】井上浩氏(全国安全センター新議長)
×労働基準監督官
×地方自治体労働主幹部局担当者……………2
平成8年において労働基準監督署で取り扱った
申告事件の概要……………19
行政改革会議に対する労働省の説明資料……………23
連載47 井上浩「監督官労災日記」……………34
アフターケア通院費も支給
実施医療機関・対象傷病の拡大に続き……………38

【各地の便り/世界から】
安全衛生ホームページ開設
自治労●職場改善事例集も作成……………40
VDTによる「眼精疲労等」
東京●「VDT障害」については公務外……………41
部下による暴行を労災認定
大阪●人事異動トラブルの説得中……………42
銀行員のケイワン労災認定
広島●端末入力・両替業務で発症……………42
3日間で約百件の相談
神奈川●じん肺・石綿ホットライン……………43
労災防止指導員の全国連携へ
北海道●連合が全国研究集会を開催……………44
亀戸ひまわり診療所が移転
東京●9月1日から、スペースも拡大……………44
アスベスト企業に「殺人罪」
●Workers' Health International Newsletter……………45

1997年 12月号 (通巻238号)
1997年11月15日発行 44頁 800円

■特集/職場のストレス対策
有効な職場改善方法と改善ツールの開発を……………3
取り組みやすい課題からストレス対策の確立を
神奈川県高等学校教職員組合書記長・園部守……………5
教職員健康総合実態調査報告書要約版
労働科学研究所・神奈川労災職業病センター……………8
大牟田市職員健康調査—ストレスについて
熊本労働安全衛生センター……………16
職場ストレス対策研究会「健康調査票」……………23
全国労働衛生週間に合わせて
「職場の安全と健康ホットライン」……………27
連載48 井上浩「監督官労災日記」……………33
米墨国境地帯の労働者の安全衛生をサポート
マキラドラ安全衛生サポート・ネットワーク……………37

【各地の便り/世界から】
全国安全センター第8回総会

熊本●九州ブロック安全衛生学校も開催 ……40
自治体職員の自殺公務上認定
徳島●村をあげた支援の取り組み ……41
「指曲がり症」行政訴訟へ
島根・大阪●基金側は全面的に争う構え ……41
「無免許運転」の車で通勤災害
群馬●夫の車に同乗した外国人のケース ……43
繰り返される出稼中の死亡
秋田●大部分が脳・心臓疾患 ……43
リスクアセスメント どう実施するか
●Workers' Health International Newsletter ……44

1998年 1・2月号 (通巻239号)
1998年1月15日発行 72頁 1,600円

労災と環境問題のドッキングで展望を切り拓こう
全国安全センター第8回総会での議長退任の挨拶
原田正純 ……2

■特集/アジア・ヨーロッパ情報

香港の労働安全衛生 in 1997
全国安全センター副議長・天明佳臣 ……7
アジアの産業災害被災者のネットワークづくり
プロジェクト・プラン ……15
産業災害被災者の権利のためのアジア地域
ワークショップ(1997.5 タイ・バンコク) ……19
中国における労働安全衛生基準
Hong Kong CIC・Shek Ping Kwan ……22
タイにおける労働安全衛生の闘いの中の
労働NGOの役割
タイ労働NGOネットワーク ……25
アスベスト禁止に向かうヨーロッパ
全国安全センター事務局長・古谷杉郎 ……28
ヨーロッパ/ETUC(ヨーロッパ労連)の立場 ……30
イギリス①/TUC(労働組合会議)一致命的
な繊維の輸入の禁止を! ……31
イギリス②/HSC(安全衛生委員会)
ヨーロッパのアスベスト禁止を支持する ……34
フランス/アスベスト全面禁止後の動き ……35
石綿対策全国連絡会議第11回総会議案 ……37
連載49 井上浩「監督官労災日記」 ……44
多国籍企業のモニターに関する
東アジア地域セミナー
投資国側NGOの連携を強化
進出企業問題を考える会・佐久間真一 ……48
多国籍企業に関するアジアNGO憲章(案) ……51
【各地の便り/世界から】
日本初の石綿肺がん訴訟が和解

神奈川●大内石綿肺がん訴訟の意義 ……57
タイヤ取扱労働者のジストニア労災認定
京都●国の「医学的知見確立せず」の主張排す ……59
電算写植機操作で頸肩腕障害
東京●「6か月で治るはず」と労基署 ……61
鋳物工場での振動障害認定
神奈川●自動車部品工場の3名 ……61
市観光係長の肺塞栓症認定
長崎●基金支部審査会で逆転 ……62
低周波では遮断効果なし
日本●電磁波防護商品を不当表示で告発 ……63
足場をしっかりと固めよう!
ドイツ●「健康増進と教育活動」パンフレット ……64
ジストニアを職業病と認めた京都地裁判決 ……65
JOSHRC NEWSLETTER No.12 (Sep, 1997) ……70

1998年 3月号 (通巻240号)
1998年2月15日発行 46頁 800円

■特集/第9次労働災害防止計画

全労働者を対象とした労働災害防止計画に、
労働災害防止計画にのぞむこと
全国安全センター事務局 ……2
第9次労働災害防止計画(案) ……6
第9回国際職業性呼吸器疾患学術会議 ……18
職業性呼吸器疾患対策の国際戦略を討議
全国安全センター事務局長・古谷杉郎 ……18
2015年までにけい肺根絶—ILO/WHO国際計画
イーゴリ・A・フェドトフ ……23
連合のレポート/じん肺症の予防に関する
有効な教育と情報—日本の労働者の経験 ……24
連載50 井上浩「監督官労災日記」 ……27
インド/ユニオン・カーバイド災害13周年 ……32
【各地の便り/世界から】
じん肺・アスベスト被災者救済基金を設立
神奈川●ホットラインを継続・被災者を支援 ……38
なくせじん肺国際シンポジウム
京都●国際会議に日本の実態訴える ……40
同僚の口論仲裁で負傷
神奈川●パキスタン人の労災認定 ……41
受験引率帰路の脳梗塞
長崎●高校教師・審査会で逆転認定 ……42
労働安全衛生の国際基準
●Workers' Health International Newsletter ……42
東京東部センターのホームページを開設
東京●職場改善事例などを紹介 ……43
JOSHRC NEWSLETTER No.13 (Jan, 1998) ……44

全国安全センター規約・規定

規約

第1章 総則

- 第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター
連絡会議(略称・全国安全センター)という。
第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。
第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)セン
ター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、
労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充
実及び被災労働者に対する十分な補償の実現を
はかり、もつて働く者の安全と健康、福祉の向上
に寄与することを目的とする。
第4条 このセンターは、前条の目的を達成するため
に、次の事業を行う。
(1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改悪
を許さず、働く者の立場に立った制度・政策
の確立のための取り組み
(2) 労働安全衛生活動の交流、相談
(3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡
大のための取り組み
(4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
(5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
(6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協
力、提携
(7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

- 第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。
(1) 地域センター会員 このセンターの目的
に賛同して入会した地域安全(労災職業病)
センター又はこれに準じた団体
(2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、

事業の推進を援助するために入会した者
(3) 名誉会員 このセンターに功労があった
者又は学識経験者で、総会において推薦され
た者

- 第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとす
る者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員
会の承認を得なければならない。
第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会にお
いて別に定めるところにより会費を納入しな
ければならない。
第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失
う。
(1) 会員自ら退会を申し出たとき。
(2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会し
たものとみなす。
(3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由な
く会費を1年以上納入しないとき。
(4) その他総会の議決で会員として適当でな
いと決定したとき。
第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還
しない。

第3章 役員

- 第10条 このセンターに次の役員を置く。
(1) 議長 1名
(2) 副議長 若干名
(3) 事務局長 1名
(4) 事務局次長 若干名
(5) 運営委員 若干名
(6) 監事 2名
第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括す
る。
副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき
は、これを代行する。
事務局長は、常時会務を処置する。
運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行

を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員を選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めるとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局長次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定の基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部	年額10,000円	6部	年額45,000円
2部	年額19,000円	7部	年額49,000円
3部	年額27,000円	8部	年額52,000円
4部	年額34,000円	9部	年額54,000円
5部	年額40,000円		
10部以上	1部につき年額6,000円		

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881
E-mail joshrc@jca.ax.apc.org HOMEPAGE http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/

- 東京 ● 東京東部労災職業病センター E-mail etoshc@jca.ax.apc.org
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3683-9765/FAX(03)3683-9766
- 東京 ● 三多摩労災職業病センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL(0423)24-1024/FAX(0423)24-1024
- 東京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町3-13-15 三多摩医療生協会館内 TEL(0423)24-1922/FAX(0423)25-2663
- 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター E-mail VZW01150@niftyserve.or.jp
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 TEL(045)573-4289/FAX(045)575-1948
- 新潟 ● 財団法人 新潟県安全衛生センター E-mail KFR00474@niftyserve.or.jp
〒951-8065 新潟市東大通2-481 TEL(025)228-2127/FAX(025)222-0914
- 静岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 清水市小柴町2-8 TEL(0543)66-6888/FAX(0543)66-6889
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8432 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階 TEL(075)691-6191/FAX(075)691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター E-mail koshc@osk2.3web.ne.jp
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 TEL(06)943-1527/FAX(06)943-1528
- 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 TEL(06)488-9952/FAX(06)488-2762
- 兵庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協長洲支部 TEL(06)488-9952/FAX(06)488-2762
- 広島 ● 広島県労働安全衛生センター
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 前田ビル TEL(082)264-4110/FAX(082)264-4110
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL(0857)22-6110/FAX(0857)37-0090
- 愛媛 ● 愛媛労働災害職業病対策会議
〒792-0003 新居浜市新田町1-9-9 TEL(0897)34-0209/FAX(0897)37-1467
- 高知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0010 高知市薮野イワ井田1275-1 TEL(0888)45-3953/FAX(0888)45-3953
- 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック TEL(096)360-1991/FAX(096)368-6177
- 大分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-0036 大分市寿町1-3 労働福祉会館内 TEL(0975)37-7991/FAX(0975)34-8671
- 宮崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL(0982)53-9400/FAX(0982)53-3404
- 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会 E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL(03)3239-9470/FAX(03)3264-1432
(オブザーバー)
- 福島 ● 福島県労働安全衛生センター
〒960-8103 福島市船場町1-5 TEL(0245)23-3586/FAX(0245)23-3587
- 山口 ● 山口県安全センター
〒754-0000 山口県小郡郵便局私書箱44号